

平成28年12月第4回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成28年12月5日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 山田雅士
- 2番 小澤孝延
- 3番 角麻子
- 4番 鈴木広美
- 5番 服部雅恵
- 6番 小山栄治
- 7番 木村利晴
- 8番 石井孝昭
- 9番 桜田秀雄
- 10番 林修三
- 11番 山口孝弘
- 13番 川上雄次
- 14番 林政男
- 15番 新宅雅子
- 16番 加藤弘
- 17番 京増藤江
- 18番 丸山わき子
- 19番 小菅耕二
- 20番 小高良則

1. 欠席議員は次のとおり

- 13番 湯浅祐徳

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	武井義行
市民部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	河野政弘

会計管理者	勝又寿雄
財政課長	會嶋禎人
国保年金課長	和田文夫
高齢者福祉課長	吉田正明
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	大木俊行
社会福祉課長	佐瀬政夫
農政課長	水村幸男
商工課長	市川明男
道路河川課長	横山富夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加曾利佳信
教育委員会教育次長	村山のり子

・連絡員

教育総務課長	廣森孝江
--------	------

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長	吉田一郎
----------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	大木俊行
-------------	------

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	川崎義之
-----------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	藏村隆雄
副主幹	小川正一

副	主	幹	中	嶋	敏	江	
主		査	須	賀	澤	勲	
主	査	補	嘉	瀬	順	子	
主	任	主	事	醍	醐	文	一

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成28年12月5日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（小高良則君）

おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。本日の欠席の届け出が、湯淺祐徳議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治体第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次、質問を許します。

最初に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

おはようございます。誠和会の小山栄治です。

今回は、農業について、安心できる街づくりについて質問をさせていただきます。

初めに、農業について、要旨1、作物の鳥獣被害についてお伺いいたします。

最近の野生鳥獣による農作物被害は、全国で200億円前後で推移しているとの状況ですが、全体の7割がシカ、イノシシ、サルによるものだと言われています。

現在、本市ではまだイノシシの被害はないようですが、東金市、山武市ではイノシシの被害が出ており、八街の近くまでイノシシはやってきております。八街市に入ってくる前に対策をしっかりととらなければいけない問題だろうと思います。

そこでお伺いいたします。本市での野生鳥獣による農作物被害の状況と、どのような対策をしているのか、また、イノシシの侵入を防ぐ対策は計画されているのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農作物に被害を及ぼす有害鳥獣につきましては、千葉県では、イノシシ、サル、シカ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、カラス、ムクドリ、キョンなどとされております。そのうち、市内で確認されているものは、カラス、タヌキ、ハクビシン、アライグマとなります。

農作物被害の発生状況といたしましては、被害額で平成25年度が64万円、平成26年度155万円、平成27年度361万円となっております。

なお、本市では確認されておませんが、本市周辺ではイノシシによる農作物被害が近年確認されており、市内への侵入が憂慮されているところでございます。

今後におきましては、近隣市を含む関係団体等と連携をしながら、駆除対策等情報収集に努め、万が一、イノシシによる被害等が確認された際は、効果的な駆除が速やかにできるような態勢を整えてまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

鳥獣被害額が平成25年度から2倍以上に増えていますが、この要因は何か伺います。

○経済環境部長（江澤利典君）

鳥獣被害の要因ということでございますけれども、異常気象や温暖化等により、里山や森林内の餌不足と農業従事者等の高齢化などによって、耕作放棄地や遊休農地が増加したということと、有害鳥獣の生息する活動範囲が広がって農作物の被害が増加したのではないかと、このように考えております。

○小山栄治君

平成27年度被害額が361万円というような被害が出ているようですが、その被害作物と被害を与えた鳥獣の種類がわかりましたらお願いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

平成27年度の被害額ということで361万円の内訳ということでございますけれども、豆類が約65万円、雑穀、ムギ、アワ、ヒエ、それが112万円、果樹が約5万円、野菜約173万円、イモ類、約1万円、その他5万円ということでございます。

鳥獣の中身は、平成27年度で申しますと、カラス、ハクビシン、アライグマ等でございます。

○小山栄治君

本市でも鳥獣被害を防ぐための対策をいろいろととっていると思いますが、その対策方法と効果をお伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

鳥獣被害の対策ということでございますが、くず野菜などの残滓を畑やその周辺に残さないということ、また、果実などの落下物等の適切な処理を行って、耕作放棄地や遊休農地等の有効利用を促進すると。また、おりなどによる有害鳥獣の捕獲や猟友会などによる駆除を行って、また、さらに、県や隣接市町との情報交換を行って、被害の軽減対策に今後努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小山栄治君

あと、効果は、市が今まで行っている対策をいろいろしてきたと思いますが、それに対して、どのような効果があったのか、わかりましたらお願いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

今申しましたように、いろいろな策ということでやっているわけですが、今後も猟友会等もございますので、その辺にお願いしながら、今後の対策については十分協議しながら実施していきたいというふうに考えています。

○小山栄治君

被害を防ぐための対策、これはいろいろとやっていると思いますが、やっても被害額が毎年増えてきているというようなことだと、あまり効果がなかったのかなというよう

な判断をしてしまうのですけれども、先ほどの原因の中で耕作放棄地が増えたとか、いろいろとありましたけれども、被害額をもうちょっと抑えられるような、各農家でいろいろと努力はしていると思います、そういうものに対してカラスの対策だとか、いろいろとしていると思いますけれども、なかなか効果が見られないというような状況のように思いますけれども、今の対策だけでは足りないのかなと思いますけれども、ほかに何か対策というものがあれば、お聞きしたいと思います。

○経済環境部長（江澤利典君）

被害額は年々増加しているということは事実でございます。そうした中で、今後、県の方の補助金関係もいろいろ調査検討して、その辺の補助金を導入していくというのも、もう一つの手だと思います。また、補助金については、鳥獣の種類によっても、いろいろございますけれども、その辺も加味しながら、当然今より一層の対策について検討したいというふうに考えています。

○小山栄治君

ありがとうございます。そういう国の補助だとか、支援があると、少しは違うのかなと思いますけれども、実際に農家の方でも自分で努力をしていろいろな対策をとっている人もいますので、そういう人のために、ある程度お金をかけてやっている人もいますので、少し支援だとか、そういうものができたらいいのかなと思います。

それから、イノシシによる被害が先ほど確認されたら対策をとるというような答弁でしたけれども、私は入ってくる前にそういう対策をしっかりとらなければ、入ってきてからでは遅いような気がするのですけれども、その点、被害が確認されてからで間に合うのかどうか、市の考えをお伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

被害の確認、現在のところ、隣接の市町村ではございますけれども、確認されていない中で、地域を特定して、例えば、電気柵等を設置することについては、今のところ難しいのではないかとこのように考えております。

過去に他地域で電気柵による事故等が発生していることから、農業者以外の方の理解も必要になるかというふうに思っております。このため、被害が確認されていない中でハード的な対策は現在のところ難しいのではないかとこのように考えているところでございます。

先ほど、市長からも答弁がございましたように、被害が確認されましたら、速やかに駆除等ができるよう近隣市等と情報を共有して図ってまいりたいというふうに考えています。

○小山栄治君

私は、入ってからでは遅いのかなと心配ですけれども、ほかの近隣市では東金だとか山武市でもイノシシ被害が大分出ているというような話を聞いておりますけれども、近隣市でのイノシシの被害状況、また対策等どのようなことを行っているのか、そういうことがわかりましたら、お願いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

印旛管内での被害金額をご説明させていただきたいと思います。イノシシについては、成田市、印西等が被害を受けているというような状況でございます。成田市につきましては、平成25年度から申しますと、イノシシだけで164万6千円、平成26年度は47万円、平成27年度は80万9千円、印西市で申しますと、平成25年度が303万9千円、平成26年度が509万9千円、平成27年度が532万5千円というふうに、印西市はかなり被害が出ているという形で伺っております。

そうした中で、印西市は、前年度なんですけども、平成27年度の事業といたしましては、先ほど申しましたように、鳥獣被害防止総合対策事業というのを活用してやっております。また、印西市なんですけど、平成23年度に山側に電気柵を設置したということで、イノシシが道路を伝い水田に侵入したことで被害が広がったということから、電気柵の購入については県単補助事業で行っているというふうに聞いております。

また、狩猟の免許取得促進事業補助金、これも補助金の活用ということでやっておりますので、先進地域というか、印西市がかなり被害を受けているということで、このような事業を行っておりますので、その辺も参考にしていきたいというように考えています。

○小山栄治君

イノシシも八街に多分来年度も入ってくる可能性もありますので、しっかりと対策をお願いしたいと思います。

次に、農作物の6次産業化について伺います。

この6次産業化については、前回は誠和会の林議員からも質問がありましたけれども、6次産業化の取り組みというのは、本市にとっても大事なことだろうと考えます。八街市は、おいしい作物の宝庫と言えるほど、いろいろな農作物が生産されています。そして、そのおいしい農作物を活かした新商品の開発、販売促進をしている人が最近増えています。農家で丹精込めて作った農作物が希望する金額でなかなか販売することができなかつたり、品質も味も問題のない農作物が規格外とされ、袋にたくさん詰めて安く販売されていたりするのを見かけることがあります。農家が農作物を加工品に変え、また、販売に取り組むことは大変難しい点が多くあると思います。

八街の農作物を使っての新商品作りに取り組み始めた人たちが出始めている今、農工商が連携して、新しい八街市の新商品の開発に本市としても積極的に支援をしていただきたいと思います。本市の考えを伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農産物の栽培から加工販売を一貫して行う、いわゆる6次産業化への取り組みは、農業による地域の活性化を図っていく上で、有効な手段であり、雇用の拡大、経済の活性化にもつながると考えるところでございます。

国は「六次産業化・地産地消法」を平成22年に公布し、農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業の振興を図るとしております。

千葉県内では、同法に基づいて、「ブルーベリーのジャム・冷凍菓子の商品化」など38事業が国の認定・支援を受け6次産業化に取り組んでいる状況でございます。

本市では、平成25年5月にゴホウ茶や乾燥ショウガなどの加工販売で1農場が認定を受け、所得の向上に向けた取り組みを行っているほか、国の認定は受けておりませんが、落花生ペーストなどの市の特産である落花生を加工販売して、好評を得ている事例や、市内でブドウを栽培し、ワインを醸造している事例、また、本市の特産の1つであるショウガを使い八街生姜ジンジャエールとして販売するなど、新たな商品作りも含めた形での取り組みが進められており、PR等、市としてできる範囲で支援しているところでございます。

このような取り組みは、比較的若い世代の方に多く見られ、意欲のある若い世代の方を支援することにより、本市農業の活性化につながることを考えられます。

このため、相談等があった場合には、同様に支援していくほか、千葉県園芸協会内に6次産業化サポートセンターが開設されておりますので、このセンターと連携を図りながら、新商品開発・販路拡大のアドバイス、6次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定申請などのサポートをしてまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。6次産業化・地産地消法の認定を受けると、どのようなメリットがあるのか、まず、お伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

農産物の6次産業化ということで、産業化法の認定に基づいてのメリットということでお答えさせていただきます。

まず、農業改良資金、無利子資金の特例の適用、短期運転資金の活用、新スーパーS資金というふうになっております。そのほか、認定後の事業実施についても定期的に六次産業化プランナーがフォローアップということがございます。また、新商品の開発や販路拡大の取り組みに対しても補助金が3分の2というふうになっておりますけれども、補助が可能というようなことがメリットではないかというふうに考えております。

○小山栄治君

国のそういう制度をいろいろと活用できると、やりやすいのかなと思います。

それから、八街市では八街のショウガを使った八街ジンジャエール、これが非常に評判がよくて売り切れたというような話も聞いておりますけれども、この八街ジンジャエールが販売されるまでの経緯をお伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

経緯ということでございますが、八街の商工会議所、そこの飲食業部会ということで、八街市の地域産業を活性化するために地域資源で新しいブランドができないかという考えで、そこで着目したということを知っております。それが八街のショウガということでございます。

その中で、全国でも有数のショウガの産地で、ショウガを使ってできたのがジンジャエー

ル八街と。当初は市内の飲食店にて、9月下旬から12月までの季節限定で利用することができたと。それを年間通して手軽に市民の皆さんのところ誕生したのが、ジンジャエール八街ということで、ボトルタイプの八街生姜ジンジャエールが、平成27年度施行で、平成28年度販売という形をとったのが経緯でございます。

○小山栄治君

私は、八街ジンジャエール、この開発というのは、非常にいい取り組みだなと考えておりますけども、これは商工会議所飲食業部会がやったということですが、八街市でも、今、農作物だとか、果物を使ってワインを作ったり、いろいろな商品が作られ始めていますけども、そういう人たちが作っている商品も、こういうような形で市が支援をして、少しでも販売、また生産だとか、いろいろな面で、やる気のある人がどんどん出てくるような対策というものも考えていかなければいけないと思いますけども、八街においてショウガだけではなくて、ほかの農産物でもこういう取り組みというものは考えられないのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

本市のPRや活性化につながる新たな商品につきましてということでございますが、八街ジンジャエール以外につきまして、今後、その辺については、できる限り支援をしていければいいというふうに考えているところでございます。

○小山栄治君

せっかく若者たちがいろいろな商品を考えて販売しようとしても、なかなか売場所がなかったり、量が出なかったりというようなものもあると思いますので、このように八街ジンジャエールのような展開、そういうものができるといいのかなと思いますので、ぜひ、そういう支援もしっかりとお願いをしたいと思います。

それから、八街市で産業まつりが行われて、盛會に終わりましたが、その中で行われておりますご当地グルメアイデア料理コンテスト、これの最優秀賞や優秀賞の料理を八街グルメとして、八街で食べられるような取り組みができればいいのかなと思いますけども、その点、いかがでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

作品のレシピにつきましては、商工会議所を通じまして部会へも提供しているところでございます。また、今回のコンテストでは審査員としてドギーズアイランドの総料理長にも加わっていただいているところでございます。今後もご当地グルメについては浸透するよう取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

○小山栄治君

先ほども八街ジンジャエールの話で、八街商工会議所の飲食業部会の話がありましたけども、この料理コンテストで最優秀賞や優秀賞の料理、八街のグルメとして、八街へ来ると、これが食べられるよというような、各地域にいろいろなグルメがありますけども、そういうものとして、八街の各飲食店でそういうものが食べられるような取り組みができれば、八街

のPRにもなるかなと思いますので、ぜひ、その辺も市も積極的に会議所の方に声をかけて実現するようにお願いをいたします。

次に、農家組合についてお伺いいたします。

農家組合というのは、私が生まれる前からあったようですけども、時代も変わって、時代とともに役割も変わってきていると思いますが、今の農家組合の組合農家数と組合の役割は、どのような役割を果たしているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農家組合の役割としては、市では、農家の方々の意向や動向を的確に把握するための農業関係に関するアンケート調査へのご協力や、台風や大雪などにより農業災害が発生した場合の被害調査や注意喚起などの回覧にご協力をいただいているところでございます。

また、JA千葉みらいでは、廃プラスチックの回収に関する事項や機関誌の回覧による情報共有などにご協力をいただいていると伺っております。

農家組合につきましては、市あるいは農協からさまざまな情報を提供する際に、大変重要な役割を担っていただいていると考えております。

加入組合数の推移につきましては、5年ごとに申し上げますと、平成19年度当初で加入戸数1千471戸、平成23年度当初で1千315戸、平成28年度当初で1千78戸となっております。平成28年度当初に大きく減少しておりますが、これは1組合が解散したことによるものでございます。

○小山栄治君

平成28年度当初の農家組合員数が1千078戸ということですけども、これは全農家数の何パーセントぐらいの人が加入しているということになりますか。

○経済環境部長（江澤利典君）

平成28年度の戸数ということで1千78戸ということでご答弁させていただきました。そうした中で、この資料につきましては平成27年度の農業センサスの農家戸数、これにつきましては1千386戸というふうになっております。それで平成28年度組合加入戸数ということで割り出しますと、77.8パーセントというような状況でございます。

○小山栄治君

77.8パーセントということで、多いのか少ないのかは人によって違うと思いますけども、2日の日の鈴木議員からも質問がありましたけども、農家組合に入っていない人の情報提供とか、そういうものはどうしているのかというような質問もありましたけども、雪の被害だとか、台風の被害だとか、そういうときに農家組合に入っていない人には、そういう調査だとか回覧だとか、そういうものは回っていないと思いますけども、農家組合自体が、今、だんだんやめようという人が私の周りでも増えているんですね。農家組合に入っても、会費だけ取られて、何もないんだというようなことで、やめたいというような話も聞きますけども、皆さん頑張ってまだ残ってくれていますけども、この農家組合というのは任意団体

ですので、いつやめてしまうかわかりませんが、任意農家組合員数がどんどん減少してしまっていて、そういう場合、今77.8ですけども、これが半分以下にもなってしまう場合に、市としては情報提供だとか、そういうものに対して非常に伝えにくくなると思いますけども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

確かに、先ほどの農家戸数ではありませんけども、減少している傾向でございます。数字的に申しますと、平成19年、平成17年の農業センサスですと、農家組合員数が1千577戸ございました。そうしますと、先ほど言った平成27年度の農業センサス農家戸数が1千386戸ということで、約12パーセント減少しているような状況です。そうした中で、先日、鈴木議員にもご説明しましたように、いろいろな場を通じて、例えば農協が開催する説明会への参加と市の広報紙への掲載、地元の会合時への参加などを通じて、情報提供を今後、強力的に行ってまいりたいと。また、ホームページ等にも当然掲載して、情報提供をしていきたいというふうにご考えてございます。

○小山栄治君

これは皆さんに平等に情報が伝わるようにしないと、農家組合に入っている、入っていないにかかわらず、みんなに情報が伝わるようにしていただきたいと思いますが、ホームページなどに載せるといっても、農家組合を抜けてしまうような高齢者がそういうホームページなどは多分見ない人が多いと思いますので、きちんとしたもので、わかりやすく。例えば、農業に関係していない人でも、普通の回覧の中にそういうものを載せても、入れていただいても結構だと思いますけども、農家組合用の回覧の中だけではなくて、市の回覧の中にそういうものも入れていただくような。そういうことを言ったら加入率が低いというような話も出てくるかもしれませんが、そういうことも必要なのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、安心できる街づくりについて質問をいたします。

まず初めに、漏水についてお伺ひいたします。

本市では、漏水検査を昨年度行ったと思いますけども、その検査の結果と対策をお伺ひいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

漏水調査につきましては、有収率が低迷していることから、平成20年度に漏水探知器を購入し、漏水が多発している路線を中心に職員による調査、また、平成22年度からは業者による漏水調査もあわせて実施しているところでございます。

平成26年度までの調査延長は約200キロメートルとなり、この間、33件の地下漏水が発見され、随時、修繕を行っておりますが、給水区域の状況、また、配水管種などによる漏水状況の適切な把握が必要との観点から、平成27年度には、配水管総延長に対する漏水調査を実施し、61件の地下漏水が発見されました。

また、配水管種による漏水の発生状況などの調査結果を踏まえ、今年度は地下漏水の発生が予測される給水区域の調査を実施し、10月末現在で60件の地下漏水を発見しております。

漏水箇所の修繕は、速やかに行っておりますが、特に石綿セメント管継ぎ手部の漏水では、修繕を行っても、その近くの継ぎ手からの漏水が発生する「漏水の復元」が生じております。

八街市の水道は、昭和32年創設以来、相当年経過し、配管の老朽化が進んでいること、また、石綿セメント管が多く残っていることなどから漏水が多発しているものと認識しております。

この抜本的な解消にあたっては、老朽管の更新が必要と考えますが、現在の経営状況を勘案しますと、早期に全ての更新を完了することは非常に難しいものと考えております。

したがって、今後とも計画的に漏水調査を実施し、効率的な漏水修繕に努めてまいりたいと考えております。

○小山栄治君

水道事業は、ここ何年か赤字になっていると思いますけども、この赤字の1つの原因として漏水で有収率が非常に低いということが考えられると思いますけども、有収率の全国平均が約85パーセントだと聞いておりますけども、本市の今の79.4パーセントの有収率を85パーセントに上げた場合、これは金額にしてどのぐらいの収入が見込まれるのか、お伺いいたします。

○水道課長（金崎正人君）

議員のご指摘のとおり、全国平均、同規模の企業体であれば、八十五点数パーセントということとなっております。そこへいきますと、本市の場合、79ですから、約6ポイント低いと。この6ポイントを上げることによって、どのぐらいかというようなご質問かと思いますが、平成27年の給水の収入といたしまして約7億5千万あります。そこに6ポイントを掛けますと、約4千500万がこの6ポイントを上げることで収入として上がってくるのではないかとということでございます。

○小山栄治君

この更新によって全国平均の85パーセント以上に上げれば、4千500万ぐらい、八街の水道事業の収入が増えると思われまので、財政的に難しいということで、一気ににはできないと思いますけども、石綿管の更新を1年に1キロぐらい現在行っているというような話を聞いておりますけれど、ここ3年間で実際にどのぐらいの距離が更新が行われたのか、わかりましたらお願いいたします。

○水道課長（金崎正人君）

今、ここ3年間のものを持っておりませんので、ただ、セメント石綿管の経緯的なものをご説明いたしますと、先ほど市長答弁の方にありましたように、八街市の水道は昭和32年4月17日に事業認可をいただいております。それから、工事を進めまして、昭和57年度までセメント石綿管を用いた拡張工事を行っております。この間、25年間をやっております。

す。この間で約65キロメートルをセメント石綿管で敷設されております。そのほかにも別の管種での敷設もありますが、セメント石綿管につきましては、この間、65点何がしとありますが、約65キロ施工されております。

それで更新が始まったのが平成6年から始めておりまして、平成27年度末まで約21年間ではございますが、この間に約20.1キロを更新しております。この21年間で約20.1キロやっておりますので、そうしますと、年間約1キロ、以前議会での答弁をさせていただいているかと思いますが、年間約1キロを、もしくは事業費といたしまして1億円程度を計画的に進めているというようなご答弁をさせていただいていると思いますが、実績的にも同程度の延長が更新されてきたというようなことでございます。

○小山栄治君

まだ当分わかりそうですけども、水道事業の赤字、これは漏水だけではなくて、経営収支から見て、給水原価、これが289.47円だそうですけども、供給単価が227.25円ということで、原価よりも安く供給しているということだそうですけども、これは公共事業ですから、仕方がないのかと思いますけども、給水単価を、原価を下げることで、そういうものはできないのかどうかお伺いしたいと思います。

○水道課長（金崎正人君）

議員のご指摘のとおり、給水単価と供給単価との違いがあるということでございます。基本的に経営面から見ますと、これは料金の回収率というようなことで示されてこようかと思いますが、そうしますと、供給単価を給水単価で割る。当然これは1になれば同等なお金ということになります。八街の場合は、これはご案内のとおり、1にはなっていないというような状況ではございます。ですので料金の方から見ますと、この料金が適正かどうかというような検証もしようと思っております。

ただ、今、料金が、給水単価が下げられないかというようなご質問ではございますが、現在、印旛広域の方からも受水をしている。また、井戸の方からもくみ上げをしてブレンドしたものを各家庭に配っていると。そういう中で、維持管理費、当然、受給単価というのは決まってくるので、維持管理費の中で私どもは節減を図りながら進めてきているところでございます。施設につきましても老朽化が進んでいるというような状況を見ますと、現在、給水単価として約300円近く、290幾らになっておりますが、この単価が現在のところ最大の努力の結果かなと。

それと、実際は料金収入といたしますと、近年の傾向であります利用水の減少が図られている。これは節水器具等節水意識の向上によって水道の利用収量が少なくなっていて、料金収入が少ないというような中で、厳しい経営状況、また経営環境であるということでは十分認識しておりますので、今後ともできるだけ経費の節減を図りながら、事業運営に努めていきたいと考えております。

○小山栄治君

よろしくお伺いしたいと思います。

道路の舗装の必要な場所、道路の下に石綿管があるために舗装の工事が後回しになっているという場所があるようですけれども、そういう場所を優先的に石綿管の更新工事を行ったらいと思いますけれども、道路が壊れて舗装工事の必要な場所を優先的に石綿管の更新ができるよう、時間がないので、お願いということで要望をさせていただきます。よろしくお願いたします。

続いて、火災時の水利についてお伺いたします。

これから火災が多くなる時期になってきますけれども、火災が発生したとき、今の防火水利では水が足りず、水が出せないという事例が本市でも実際に起きております。

八街の生命・財産を守るために、火災時に十分に水が確保できないというのは、大きな問題だと考えます。

そこでお尋ねいたします。本市では、火災時の水利は現状で大丈夫なのかどうか、お伺いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内の消防水利の状況につきましては、本年4月1日現在で、40立方メートル以上の防火水槽は、公設、私設を含め675基、消火栓は639カ所であり、充足率は約73パーセントとなっております。

このような状況から、現在、消防水利基準に満たない地域を重点に、毎年度、耐震性貯水槽1基の整備を進めているところでございます。

今後も地域性、緊急性を配慮しながら計画的に設置してまいりたいと考えております。

また、これに加えまして、平成24年から本市と国営北総中央農業水利事務所及び北総中央用土地改良区の三者により、地域用水に関する協定を締結し、現在、排泥枘、給水栓等の23カ所を防火用水として使用できる状況でございまして、今後も協定箇所を増やすなど、地域用水の消防水利としての有効な活用を図ってまいりたいと考えております。

○小山栄治君

防火水利は現在充足率が73パーセントということですが、防火水利基準に達していない地域、その中で火災が発生した場合、水利の確保はどのように考えているのか、お伺いたします。

○総務部長（武井義行君）

水源のない地域、そういった場所で火災が発生した場合ですけれども、消防署と消防団が連携いたしまして、中継送水体制をとって水を確保しているという状況がありますけれども、このほかにも組合消防の5千リットルほど水を積載できる水槽車がありますので、そういったものを利用して、今、対応しているところでございます。

○小山栄治君

実際に火災のときに水槽車の水がなくなったら、水がもう出なくて、火が出ているのに消せないというような現実が八街市でも起きておりました。防火水槽だけでも足りないし、消

火栓からはかなり離れている場所ということで、消火栓からのホースを連結して持つてくるのにも、かなりの時間がかかったというような話もありますので、火災があったときに生命・財産を守るために一刻も早く火を消さなければいけないと思いますし、類焼があった場合には、大きな問題になると思いますので、できるだけ充足率を、100パーセントにというのは無理だと、100パーセントにしなければいけないと思いますけども、できるだけそれに近づけていただいて、八街市の生命・財産を守るために水利の確保をしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、肺炎ワクチンについてお尋ねいたします。

現在、肺炎球菌ワクチンの定期接種は、2018年度までは65歳、70歳と5歳刻みで100歳まで、その年齢になった人が対象となっています。しかし、2019年度以降は、その年に65歳になった人だけとなります。

肺炎による死亡率は、がん、心臓病に次いで第3位。亡くなった人の97パーセントが65歳以上だと言われています。定期接種のタイミングを逃してしまうと、接種を思い立っても任意接種では約8千円かかってしまうということでございます。接種に踏みきれない人が多いと言われています。

そこでお伺ひいたします。70歳以上の人には任意接種でも助成できるような制度にできないか、お伺ひいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢者肺炎球菌の予防接種についてでございますが、平成24年4月から平成26年9月30日まで、75歳以上の方を対象に助成事業を開始し、平成26年10月1日からは予防接種法の改正により、B類疾病に位置付けられ、市町村が実施する定期接種になりました。

高齢者肺炎球菌は、接種を受ける法律上の義務はなく、自らの意思で接種を希望する方のみ、接種を行うものでございます。定期接種の対象者は、65歳の方、及び60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方となっております。

また、平成30年度までの5年間の特例措置があり、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方を対象としておりますことから、70歳以上の方は全員市の助成により予防接種を受けることができます。

高齢者肺炎球菌ワクチンは、接種5年後にはピーク時の80パーセントにまで抗体価が落ち、以後徐々に抗体価が低下しますが、5年目以降も効果が残ると言われております。しかし、接種をお忘れになった方もいらっしゃるかと思いますので、任意接種者に対する助成制度の創設につきましては、平成30年度までの特例措置が終了した段階で改めて検討してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。本市の肺炎ワクチンの年代別の接種率、わかりましたらお願いいたします。

○市民部長（山本雅章君）

それでは、年齢別ということで答弁をさせていただきたいと思います。平成27年度について申し上げますと、まず、対象者ですけれども、4千149人、そのうちの接種者は1千492人、接種率は36.0パーセントというふうになっております。これを年齢別で見ますと、65歳が42.2パーセント、70歳が39.0パーセント、75歳が35.2パーセント、80歳が29.6パーセント、85歳が21.4パーセント、90歳が29.4パーセント、95歳が23.3パーセント、100歳が47.1パーセントとなっております。

○小山栄治君

接種率は非常に低いと思いますけども、これは自分の意思でやる問題ですので、やらない人は自己責任ということになるのかもしれませんが、しかし、先ほども言いましたように、死亡率の第3位を占めているということで、答弁の中にありましたけども、2019年度以降は65歳にならないと、もう助成を受けられないというような制度になってしまうということです。現在、42パーセントぐらいだということです。半分以下の人がやらないということになります。そうすると、また、やろうとすると、助成は受けられないということになりますので、私は、これだけ死亡率が高い病気ですので、70歳以上の人には65歳のときにできなかった人、そういう人に対しても、高齢になる人の97パーセントが肺炎で亡くなるというような数字が出ておりますので、70歳以上の人には任意接種でも助成をしていただきたいなと考えております。

時間がありませんので、これは要望だけにします。ぜひ、70歳以上の任意接種の人にも助成をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、がん検診についてお伺いいたします。

本市では、人間ドックの検診の助成をしていますけども、本市での人間ドック検診の状況を伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市では、国民健康保険の被保険者を対象に、生活習慣病等の予防、早期発見及び早期治療など、被保険者の健康保持増進を図ることにより、国民健康保険事業の健全運営に寄与することを目的に、平成24年度より、人間ドックの費用の一部を助成しております。

人間ドックの助成状況でございますが、平成24年度135件、平成25年度199件、平成26年度222件、平成27年度は240件となっております。

○小山栄治君

ありがとうございます。人間ドック助成は市町村によって違いますけども、市によっては30歳から人間ドックの助成をしているところもあります。八街市でも、ぜひ、30歳と言わず35歳に引き下げられないのか、お聞きしたいと思います。

○国保年金課長（和田文夫君）

お答えいたします。

国保の被保険者に対する人間ドックの助成につきましては、本市は生活習慣病予防のために行っている特定健康診査、特定保健指導の対象年齢と同様、40歳以上を対象として費用の一部を助成しておりますが、国の保健事業に対する助成の中に生活習慣病の一次予防に重点を置いた取り組み、早期介入保健指導事業というメニューがあります。これは生活習慣病予備群や特定保健指導予備群に対し、内臓脂肪型肥満に着目した保健指導を実施し、生活習慣病の発症を予防する事業が助成対象となっております。

具体的には40歳未満の国保被保険者に対する検診及び生活習慣病予備群への保健指導が対象となっており、例えば、現在行っている人間ドックの助成は、費用の2分の1、上限2万円ですが、40歳未満の人間ドック助成に対し、そのうちの特定健康診査費用、これが約6千円弱になりますが、が助成になると思われま。

国民健康保険特別会計は、3年連続の赤字決算という状況であり、国から費用の一部については助成がありますが、人間ドック助成事業の対象拡大については、今後の検討課題とさせていただきますと考えております。

○小山栄治君

ぜひ、人間ドック助成、35歳に引き下げられるようお願いをしたいと思います。

続いて、今やがんは早期に見つければ治る病気になってきております。がんで亡くなる人を少しでもなくしていく、八街市を千葉県の中で一番がんの死亡率の低い街にしたいと思います。

そこで、がんを見つけやすい内視鏡検査、ウイルス検査で早期にがんを発見できれば、その分、助かる人も多くなり、死亡率は下がるだろうと考えます。そのためには、内視鏡検査、ウイルス検査の助成制度があると、検診しやすくなると考えますが、本市の助成に対する考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、日本人の2人に1人が、がんになり、3人に1人が、がんで亡くなると言われております。

国は、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的とした「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を定めており、本市は、これに基づき各種がん検診を実施しております。

平成28年2月、国の指針に一部改正があり、胃がん検診等に関する事項に改正がありました。胃がん検診に関する改正内容を申し上げますと、対象年齢及び実施回数は、40歳以上の方を対象に年1回の実施から、50歳以上の方を対象に2年に1回に改正になりましたが、胃部エックス線検査を行う場合は、当分の間、40以上の方を対象として差し支えないとされております。

また、検診の項目は、問診及び胃部エックス線検査から、問診に加え、胃部エックス線検査、または胃部内視鏡検査のいずれかとする。問診、胃部エックス線検査及び胃部内視鏡検査をあわせて実施しても差し支えないが、その場合、受診者は胃部エックス線検査、又は胃部内視鏡検査のいずれかを選択することに改正されました。

この改正後の指針に基づく内視鏡検査を導入するためには、重篤な偶発症等に迅速かつ適切に対応できる体制の構築や医師会との協議等さまざまな課題があることから、内視鏡検査への助成を含め、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、がんになる危険性を高める要因として、がんに関するウイルス感染が挙げられます。ウイルス性のがんの代表的ながんとして、子宮頸がんや肝臓がんが挙げられますが、これらは特定のウイルスへの感染が原因であることから、ウイルスに感染しなければ発症する可能性はほとんどないということになります。また、既に感染していても、きちんと検査を受けていて、経過観察するなど、がんの発症を見逃さないように対策を講じることは可能でございます。

本市では、子宮頸がんへの対策として20歳以上の女性のうち偶数年数に該当する方を対象に検診を実施しており、子宮頸がんの要因になるウイルス感染のための対策として子宮頸がんワクチンの接種を実施しております。

また、肝臓がんへの対策として40歳の方を対象に肝炎ウイルス検査を実施しており。その結果、陽性と診断された方への対策としては、精密検査の費用を県が助成する等の陽性者フォローアップ事業への勧奨も行っております。

さらに、ウイルス感染の対策として、平成28年4月生まれのお子さんを対象にB型肝炎ワクチンの接種が今年の10月から定期接種となり、その接種勧奨も行っております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

最後に、協働の街についてお伺いいたします。

いよいよ来年度から、協働のまちづくりを本格的に推進する体制を整えることから、協働のまちづくりの担当課が設置されることになりましたが、大きな期待をしている1人でございます。

そこで、新しい課の名称と業務内容、及び職員の人員数をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、市民と行政がともに街づくりの担い手となり、互いに連携・協力して街づくりに取り組むために、平成27年1月に八街市協働のまちづくり指針を策定いたしました。

また、本年4月の組織改正に伴い、本市における協働のまちづくりの推進を図るため、総務課内に市民協働推進班を新設したところであります。

現在、市民協働推進班では、八街市協働のまちづくり指針に基づき、協働のまちづくりに関する推進計画及び条例の制定に関する策定作業を進めております。

この推進計画及び条例の実効性を確保するため、来年度には、協働のまちづくりを本格的に推進する体制を整えることから、協働のまちづくりの担当課を設置いたします。

課の名称及び設置場所、並びに職員数につきましては、現在検討しているところでございますが、市民活動の支援だけではなく、市民と行政、あるいは市民同士の連携なども含めた協働によるまちづくりを推進していきたいと考えていることから、課の名称は、市民協働推進課とする予定でございます。

また、課の設置場所及び人員配置につきましては、総合保健センター1階のフロアに設置する予定でありまして、その人員は、課長、班長、班員2名の配置を予定しております。

新設する課の業務内容につきましては、現在、策定中の推進計画における、各種計画事業に取り組むことが中心となり、従来の区・自治会に関する業務も含めて担当する予定であります。

推進計画における具体的な取り組み内容といたしましては、まちづくりの担い手を発掘・育成するための事業として、市民のまちづくりへの参加意識の向上に関する取り組みをはじめ、NPO法人の設立支援や民間事業者の社会貢献活動の促進など、まちづくりの担い手となる組織を支援する取り組みを実施していくほか、県内の多くの自治体が設置している市民活動サポートセンターの設置や市民提案型のまちづくり活動支援補助金制度の創設など、市民によるまちづくりを支援する仕組み作りにも取り組む予定でございます。

また、行政の政策に市民の意見を取り入れる手法の整備として、パブリックコメントの制度化や審議会等への公募市民の参画に関する規定の整備など、市民の参加を促す仕組みの構築にも取り組む予定であります。

さらには、市民との協働は、全ての部署に関連することから、市職員を対象に研修会を開催し、協働のまちづくりに対する意識の向上を図る取り組みを実施する予定でございます。

また、まちづくりは、高齢者・障がい者福祉、子育て、教育、環境美化、防災、防犯など、さまざまな分野があります。

今後は行政によるまちの取り組みだけではなく、市民によるさまざまな分野のまちづくりが活発に行われ、市民と行政の取り組みが相乗効果を発揮して、住みやすく、安全で安心できる街の実現を図ってまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。今後、市民協働推進課を中心として、住みやすい、安全で安心のできる街を目指して、大いに期待をいたしまして、私の質問を終わりにいたします。

ありがとうございました

○議長（小高良則君）

以上で誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時04分)

(再開 午前11時14分)

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会の木村利晴です。

今年も残すところ、はや1カ月をきりました。1年を振り返ってみますと、日本を問わず世界中でも驚きというか、想定外のことが大変多かった1年だったように思われます。アメリカ大統領選挙では、トランプ氏の勝利、お隣の韓国大統領問題、北朝鮮の相次ぐミサイル打ち上げ実験、イスラム国の連続テロ事件、また、国内では熊本地震や相次ぐ日本列島全域にわたる大規模地震の予兆と思われる地震がありました。6月から台風が日本列島を直撃し、各地で甚大な被害をもたらしました。また、11月には東京に54年ぶりとなる雪が降りました。

人的なことでは、相模原市の障がい者施設で元職員による殺傷事件、また、高齢者ドライバーによる交通事故の多発、東京都豊洲市場の地下盛土問題、福岡駅前通りの突然の陥没事故、いろいろありました。

天災においては、想定できるものにつきましては、被害を未然に、かつ最小限に防ぐ努力をしていただきたいと思います。

また、あらゆる災害や事故が人災とならないよう、想定外を作らない取り組みを国や県、地方団体もしていただきたい。来たる来る年は穏やかな年であることを願っております。

では、私の質問に入らせていただきます。

八街市の安心・安全、そして未来ある子どもたちのために質問させていただきます。

まず、最初の質問ですが、質問事項1、まちの安心、安全。

(1) 通学路の安全について質問いたします。

近年、全国で通学路に車が突っ込み、通学中の児童生徒が死亡する痛ましい事故が多発しております。八街市内におきましても、去る11月2日に国道409号線沿いの段差のある歩道で通学中の集団登校している列にトラックが突っ込み、児童4人が重軽傷を負う事故がありました。ドライバーは今年5月に運転免許証を取得した19歳の少年です。現場に向かう途中において、助手席の同僚より前日の作業の注意を受け、話に夢中になり、運転操作を誤り事故を起こしたようです。

横浜市港南区では、10月、87歳の男が軽トラックで集団登校中の列に突っ込んで、小1の男子が死亡、7人が重軽傷を負う事故がありました。男には認知症のような症状があり、横浜地裁が鑑定留置して調べているようです。

八街の事故にしても、横浜の事故にしても、ドライバーが正常の状態での運転状況にはなかったように思えます。ドライバーが異常な事態に陥った際にも、子どもたちの安全を守る通学路の整備が必要と思われま

今回の事故地である国道409号線、八街市文違地区の歩道は、段差が20センチぐらいある歩道でした。それを乗り越えての事故でした。

この件につきましては、何人かの複数の議員が取り上げておりましたが、再度お伺いいたします。子どもの命を守る、通学時における事故防止対策についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内で発生した交通事故で、記憶の新しいところといたしましては、11月2日に。国道409号イオン前交差点付近で、集団登校中の朝陽小学校の児童が歩道に乗り上げてきた2トントラックに巻き込まれる事故や、同月6日には、八街大祭で大東区の山車の警備をしていた交通安全協会の方が被害に遭う事故等が発生しています。

幸いにも被害を受けた方々のけがは回復に向かっているとの報告を受けております。事故に遭われた皆様方にお見舞いを申し上げる次第でございます。

市内の交通事故発生件数につきましては、平成17年の599件をピークに年々減少傾向にあり、平成27年には255件、率にして57.4パーセントの減少となっております。これは警察をはじめとした各交通安全関係団体の方々の方々の功績であり、特に通学路におきましては、朝、夕の児童の通学時間に、交通安全推進隊や見守り隊、PTAの方々の方が毎日、要所で行う見守り活動によるものが大きいものと考えております。この場をおかりしまして、皆様方に心からお礼を申し上げます。

市が行う交通事故対策としましては、歩道整備や路面標示の実施などのほか、毎年、市内の全幼稚園、保育園、小・中学校を対象として実施する交通安全教室や、春夏秋冬の交通安全運動時、6月のシートベルト着用強化月間等には、ドライバーに直接交通安全を呼びかけているところであります。

しかしながら、全国的に交通事故が減少している反面、各地で高齢ドライバーによる痛ましい事故等が相次いでいる現状もあり、これには免許制度の見直しなど、国レベルでの対策や、免許証を自主返納した高齢者の交通手段の確保や、家族や地域の協力など、さまざまな問題が解決されなければなりません。来春3月に施行される改正道路交通法では、75歳以上のドライバーが交通違反をした場合には、認知症の検査が義務付けられることが決定いたしました。

今後、新たな交通安全対策として、市民協働の視点に立った取り組みも視野に入れるなど、あらゆる方面から、事故のない安全なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございました。

今回の事故は、国道沿いの通学路でございました。事故後、ガードレールが設置されておりました。事故が起きてからでは遅いと思えます。本市としては、国や県に対して、今後、どのような改善を要望されていくのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

国、県に対しましては、これまでも要望を続けているところでございますけれども、今回の11月2日の事故を受けまして、11月10日に千葉県警察本部をはじめといたします警察関係者、それから、道路管理者であります印旛土木事務所、そのほか県、市、それから市教育委員会、それと朝陽小学校、北中学校の関係者、それと交通安全関係団体、これらの方により緊急現地診断が実施されました。

その中でガードレールの設置、それから、LED信号への変更、それから、交差点部分の色分けの実施を検討することとなりましたけれども、今、議員おっしゃいましたように、ガードレールにつきましては、既に設置していただきました。また、これとは別に22日には、市から印旛土木事務所長、国・県道における交通安全対策に係る要望書、これを提出しております。引き続き、信号機の設置等も含めまして、また、歩道整備等も含めまして要望活動を継続していきたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。交通事故を起こしたときのドライバーは、正常な状態では、こういう事故はまず起きないと思うんですけども、やはり、ドライバーのモラルの低下もちょっとあるのかなというふうに思います。

ですから、脇見運転をする、隣の人と会話をしながら運転するという、また、最近、スマートフォンを見ながら運転している人も多々見受けられます。こういうことも含めまして、免許証取得の際の指導強化を進めていただかないといけないことなのかなというふうに思っております。

各警察署、または免許センターと、この辺のところを呼びかけは市の方からどんな形でされていくのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

先ほどもご答弁申し上げましたように、安全週間とか、そういうところでの呼びかけを市としては積極的に行っているところですけども、また、警察とか、そういったところにつきましても、機会があるごとに要望はしてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

よろしくお伺いいたします。

国や県道に関しては、対策することはできるのですが、市道に関しては、道幅が狭くて、歩道の確保もなかなか難しい箇所がたくさんございます。また、そういう危険な通学路も現在あります。各学校区で危険な通学路の検証結果が報告されていると思うんですけども、こここのところの改善というか、それはどういう形でされていくのか。服部議員が質問で、ゾーン30を提案されたり、立体減速シート、路面標示を提案されたり、また、歩道に関してはグリーンベルト、カラーリングしたり、こういう対策をしてほしいという訴えがありましたけれども、本市としては、そういう各校区から上がってきた危険箇所に対しては、どんな優先順位を付けて、どう対策されていくのか、お伺いします。

○総務部長（武井義行君）

通学路の安全対策、これにつきましては、平成28年3月に策定いたしました八街市通学路交通安全プログラム、これにおきまして今後実施いたします合同点検の中で各学校の通学路の危険箇所の把握、それから対策の検討実施、実施効果等を検証していきたいと考えております。

特に市道につきましては、今、お話がありましたように、大変狭い道路もございますので、そういった中で、こういった形が有効であるか、そういった中で検証してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

本当にいつ事故が起きるかわかりませんので、危険な箇所を認定された場合は、速やかに具体的な対策をとっていただきたいというふうにお願い申し上げます。

また、高齢者の方たちの事故が多発しております。ご自分の身体能力と向き合う呼びかけが必要と考えます。75歳以上による昨年の死亡事故458件中、直近検査で認知機能低下などが見られた運転者が半数近くを占めております。このことから、防げた事故も少なくなかったのではないかと思います。運転者は、自らの身体能力と冷静に向き合うことが重要だと思います。不安を感じたら免許証の返納も考えていただきたいなと高齢者には思っております。

また、運転免許証を返納いたしますと、生活の足の確保ができなくなる。自動車運転にかわる移動手段の確保をしてあげなければならないと思っております。

運転免許証を自主返納した人らへの支援策として、タクシーやバスの乗車券の支給、公共交通システムの整備も必要不可欠となってくると思います。

本市では、運転免許証の自主返納者への支援策として、どのようなものを検討されているのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

高齢者ということで、今朝のニュースでも病院にタクシーが突っ込んでしまって、3名の方が亡くなったという報道がされておりました。

本市といたしましては、現在、八街市地域公共交通協議会におきまして、ふれあいバスの再編など、公共交通の再編実施計画を策定しているところでございます。この中で高齢者等の移動手段の確保、それから外出支援策、これらを検討しております。あわせてタクシーの乗車料金の一部を助成する制度、グループタクシー制度とか、高齢者の運転免許証自主返納者への特典を含め、高齢者の方々の事故防止を図る施策について、総合的に検討を行っているところでございます。

○木村利晴君

運転免許証の返納者だけではなく、やはり交通弱者という方たちも結構おりますので、公共機関にいろいろな手続に来られるときに、私は、今、夕日丘区に住んでいるのですが、私の自宅からは市役所までは4キロぐらいですが、夕日丘区の中でもちょっと遠いところになると、7、8キロあります。これを歩いていくのは容易ではない。また、バスもなかなか

通っていないので、バス停に行くまでもかなりかかると。こういう人たちに対しても、公共機関に用事があるときは、何かしらのそういう助成も考えていただければ、ありがたいなど。これは並行してお願いすることなんですけども、タクシー代の助成だとか、今、4、5キロの範囲でも、タクシーに乗っていくと、たった500円ぐらいの手続をするために、多くて5千円以上かかっているんですね。高齢者には結構大きいので、高齢者になって年金暮らしの人たちの負担はかなりなものだというふうに感じておりますが、その辺に関しても市の方の助成があると、非常に助かるかなというふうに思いますので、この点は要望していきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

高齢者のドライバーさんの身体能力につきまして、個人差があるとは思いますが、認知機能検査を実施していただきまして、身体能力別の確な診断、ご指導をしていただきたく思います。また、自主返納者への手厚いご支援も要望いたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

防災対策といたしまして、最近、日本列島では火山活動の活発化が目立ち、地震も頻繁に起こっております。近い将来は首都直下地震や南海トラフ地震などの巨大地震が想定されています。東日本大震災の前から、我が国は巨大地震が頻発する時期に入っているとされており、今後30年から50年の間にマグニチュード8クラスの巨大地震が4、5回、マグニチュード7は、その10倍発生すると言われております。

従来、災害に備えた家庭での備蓄は、3日分が目安とされてきました。しかし、巨大地震などの大規模な災害が起こった場合に備え、国は、家庭では、水、食料、電池、簡易トイレ、トイレトーパーなど、1週間分程度確保、備蓄することが望ましいとしております。

では、その食料確保は、どうすべきか。自助の部分で家庭での取り組み方として、どのような形が最も効果的で経済的なものなのか、また、公助という形では、行政側の食料の備蓄状況は、どのようになっているのでしょうか。賞味期限が来た食品の処理は、どうされているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

食料、飲料水の備蓄については、八街市地域防災計画におきまして、被害想定の結果から備蓄目標を設定し備蓄に努めてまいりましたが、現状としましては、約1日分の備蓄量となっております。

このようなことから、市民の方々への自助、共助によります1人3日分の食料、飲料水備蓄の必要性につきましては、地域の防災訓練、防災講話、広報やちまた等を通じて啓発しているところでございます。

なお、備蓄食品には賞味期限があることから、自助による家庭での備蓄品については、「ローリングストック」による無駄が出ない備蓄を推進しております。

また、市の備蓄品につきましては、消費期限前に各地域での防災訓練や小学校等で活用していただいておりますが、一部は廃棄処分している状況もございます。

今後は食品ロスが極力出ないよう企業等との災害時の物資供給協定を進めるとともに、期限切れ前の食品の活用について検討してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。今、備蓄量をお聞きましたら、1日分という形で、行政側は、今、備蓄されているということだったのですけれども、今、八街は活断層もなく、海からも20キロ以上離れていますし、津波の心配もない、非常に防災に対しては安心・安全な街なのかなというふうに思っておりますけれども、国で考えている、今、都市直下型の地震、または南海トラフ地震など、巨大地震を想定しますと、その備蓄量はちょっと少ないのではないのかなというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

本市の地域防災計画、これにつきましては、八街市に影響があると言われておりますのが、東京湾北部地震、それから、千葉県東方沖地震、それと三浦半島断層群による地震と、この3つが想定されております。その中でも特に八街市に影響があるだろうと言われていたのが、東京湾北部地震でございます。これを受けまして被害の想定等も行っております。

ちなみに、震源に近い南部地域、それから、ちょっと地盤のやわらかい谷津地域につきましては、震度6弱、それから、北部の台地では震度5強を想定しております。その結果、全壊73棟とかということを見込んでおるわけですが、確かに、市長が申し上げましたように、今、1日分の備蓄量ということでございますので、これではまだまだ不足している部分もございます。

ただ、これにつきましては、いろいろなところと協定を結んだ中での、そういった物資の供給ですとか、また、個人の方にも、そういったものを備えていただくような指導を市とあわせて、市民の方にもご協力いただきながら整備していきたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。大地震を想定しますと、何か不安は残るのです。大災害では自分のところでは被害がなくても、近隣都市が被害がある場合がありますので、そうしたときに近隣都市からの避難者だとか、その受け入れだとか、あとは受け入れの態勢、どういう形で受け入れ協定を、今、近隣都市の方と結んでおられるのか、この辺のところもお聞かせください。

○総務部長（武井義行君）

近隣自治体との協定につきましては、県及び県内全自治体と協定を結んでおまして、その中で相互に援助し合うということで協定を結んでおります。実際に前回起きた地震のときには、旭市等への支援物資を送ったりとか、そういったことも実施しておるところでございます。

○木村利晴君

ありがとうございます。地元の住民に対しては、自助・共助という形で、1週間分ぐらい食料を準備していただければ、用意していただければ、市内の方たちの安全は守られるのか

というふうには思いますけれども、近隣の避難者、被災者に対する支援体制として、今の1日分の供給量ではなかなか賅えないのではないかと考えていますけれども、行政側のストックしている備品と、また、協力してもらえ、いろんな機関があろうかと思いますが、そちらの方と行政側との連携協定とか、そういうものはどうなっているのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

いろいろな団体との協定につきましては、29カ所の団体、それから自治体等との協定を結んでいるところでございます。その中には、いろいろ物資の供給ですとか、避難場所の提供ですとか、いろいろございますので、そういったものを活用した中で対応してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。今までは家庭用の防災グッズとして、非常用の乾パンとか缶詰などの賞味期限の非常に長いものが推奨されてきていました。いつ来るかわからない災害に備えて賞味期限の管理は、なかなか大変なことだなど。賞味期限ごとに食料品の入れかえをして、古いものを処分しなければならぬ煩わしさもありました。これは決して効率的でも経済的でもなかったように思われます。

家庭においては、平時では食料を多目に買い置き、古いものから順に使って、使った分を補充していく。先ほど答弁にもございましたローリングストックという方法を取り入れていくことが、災害に対して効率的で安心なのではないでしょうか。

先ほどのご答弁の中でも言うていただきましたので、これを、まだまだ一般市民に浸透されていないように、私は思うんですけれども、ぜひ、もっともっと一般市民の皆様にも広めていただきたいというふうに思っております。

また、市の備蓄についても、無駄をなくして、効率的で経済的な備蓄をこれからもしていただきたくご要望いたします。

では、次の質問に移らせていただきます。教育問題でございます。

(1) 不登校児童の現状についてお伺いいたします。

10月28日の読売新聞の記事に、文部科学省が、10月27日公表いたしました2015年度「問題行動調査」の結果が載っておりますので、抜粋して読ませていただきます。

小中学校の不登校が3年連続で増加し、暴力行為も前年よりも増えた。いずれも小学校での増加が顕著だった。

原因はどこにあるのだろうか。ある学校長のお話ですが、「学校へ行きたくない」の原因として、「明確な原因は見当たらないが、母親の『嫌なら学校に行かなくてもよい』との姿勢も影響している。また、母親が父親から家庭内暴力(DV)を受け、離婚後から学校に行き渋る。他人との関わりが苦手。というように、最近では、家庭環境などが背景にあり、学校だけでは対応が難しい不登校が目立ち、不登校の要因は複雑化、多様化している」と言っております。

今回の問題行動調査で、小中学校の不登校は計12万6千9人、中学校は、かつて10万人を超えていましたが、近年9万人台を推移しているのに対し、小学校は2万7千人を超え、過去最多となっております。不登校の低年齢化が進んでいるようですが、不登校児童の年齢別比率はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市の不登校率は、平成27年度結果として、小学校低学年では0.36パーセント、小学校高学年では1.61パーセント、合わせて小学校全体では0.99パーセント、中学校では6.05パーセントとなっております。

○木村利晴君

ありがとうございます。やはり、この児童たちの長期化されている児童の各学年ごとの調査をされていますでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

不登校の原因は国の問題行動調査によれば、学校生活での影響、家庭生活の影響、本人の問題と分類されております。

本市においては、学校生活での影響を理由としたものは、小学校11.3パーセント、中学校12.8パーセントで、この中にいじめを理由したものはございません。

家庭生活の影響を理由としたものは、小学校11.3パーセント、中学校10.4パーセントです。

本人の問題を理由としているものは、小学校77.3パーセント、中学校76.8パーセントとなっており、どの学年でも同じようにこの理由が一番多くなっております。

各学校では、児童生徒の不登校の原因を見極め、個々のケースに則した最適な方法で対応しております。

○木村利晴君

ありがとうございます。不登校の原因はいろいろとあろうかと思いますが、本人の関する要因とか、それから背景などがいろいろありますが、学校や家庭状況の関連、こういうものを調査した結果が出ておりますけれども、小学生においては、不安、これが33.7パーセント、無気力が28.6パーセントと、最も多いと思われれます。また、その背景には家庭の状況、友人関係をめぐる問題だとか、学業の不振などが挙げられているようです。

小学校1・2年生の暴力行為も増加しているということなんですけれども、怒りの感情を抑えられない、また、相手の怒りの感情に気付き、和らげてあげることができない。そんな子どもたちが増えているようですけれども、そんな家庭問題などを抱える保護者や子どもたちの相談に乗ってくれる行政の福祉部門や児童相談所などと連携して対応にあたるスクールソーシャルワーカーという方がおられると思うんですけれども、本市においては何人ぐらいおられて、相談に当たられているのか、本市での支援体制の状況をお伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

それでは、お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーでございますが、本市で単独で雇用している者は現在おりません。しかしながら、現在、多様化する子どもを取り巻く環境を解決するために、社会福祉などの関係機関との連携は欠くことのできない要素と考えております。家庭を含めた支援の必要な不登校児童生徒につきましては、指導主事や学校教育相談員等が市長部局を含めた関係機関等と連携し対応しております。

一方、市、教育支援センター（ナチュラル）や家庭訪問担当、学校教育相談員、各中学校や今年度から八街東中学校にも開設いたしました校内適応指導教室、各学級等が連携しまして、学校復帰につながるよう支援しております。

現在、行っている手だてにつきましても、検証しながら、今後も不登校を作らない学校作り、不登校の解消に向けて、より一層取り組んでまいります。

○木村利晴君

ありがとうございます。不登校でも長期の不登校者が随分おられるようなんですけども、年間で90日以上欠席されている、小中学校の不登校児童生徒が全体の60パーセント、また、10日以下しか学校に通っていない不登校生徒が10パーセントいるというようなことも聞いております。

学校に行っていない子どもたちは、ふだん、どのような過ごし方をしているのか。調査をしていると思うんですけども、本市の状況を含めてお伺いいたします。先ほど、答弁あったかもしれませんが。

○教育長（加曾利佳信君）

先ほど、教育次長の方からの答弁の中にも若干ありましたので、重複する部分があるとは思いますが、欠席が非常に多くなった児童・生徒に対しましては、学校の方から直接本人、そして保護者の方と連絡は密にとっております。

また、学習面では、担任等で適宜家庭の方に出向いて、学習指導したり、または児童・生徒の下校した後に登校していただいて、補修をしたりと、さまざまな方法を使っております。あわせてナチュラルの施設としても、子どもたちを預かる中で学習指導をしたり、登校への支援をしたりしてございます。

○木村利晴君

ありがとうございます。ナチュラルはフリースクールみたいな形の支援体制なんじゃないかね。フリースクールという支援するスクールが、今、民間であるというふうにお聞きしておりますけれども、この辺のところは、どのようなものか、おわかりでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

今現在、八街市教育委員会としましては、フリースクールの市内のデータの詳細なものは持っておりません。ただ、今後、そういうフリースクールと教育委員会、学校が連携することも大事になってくるという意識は持っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。不登校になっていく背景には、やはり保護者だけではなくて、社会の意識も変わってきたのかなど。苦しいなら無理して学校に行く必要はないというような、こんな意識があるというふうにも感じておりますが、フリースクールの代表の方が言っておりましたけども、これからは不登校生に対して、学校に行かなくてもいいという意識、こういうものを容認しながら、別の道を探っていく方向性になっていくのかなというふうに感じているのですが、この辺のところはどう教育長はお考えになっておられますでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

トラブルといいましょうか、児童・生徒が問題を抱えた際に、学校へ行かなくても構わないという指導というのは、過去にそういうふうな方向性で生徒指導をやっていた時期もございます。かなり前です。30年、40年ぐらい前になるでしょうか。今はそうではなくて、やはり、学校へ来て、その問題をみんなで考え合いながら対応していきましょうというのが、生徒指導の方向性になっております。

一時的な部分で家庭やそのほかで避難ということはあるとは思いますが、基本的には学校へ来て、教師、そして教育委員会も入りながら、問題を解決していくことが大切だと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。長期不登校をして、小学校も中学校もほとんど行かなくて、成人になってしまったという方の話を聞いたことがございますけども、その方たちは、学校に行けない自分があるんですね。その自分をどう表現していいかわからなくて、だから、それを聞いてもらいたいというような心の声があったということなんです。それを、その当時は聞いてくれる人が周りに1人もいなかった、親を含めて。みんなが社会人になっているのに、自分は引きこもって家にいるという不自然さ、自分にとってすごくジレンマみたいなものがあるって、何とか社会復帰しようという心になっている人は随分おられるみたいですが、一様に言われるのが、心の声を聞いてほしいというようなことを、随分言っておられたというふうに私は思っております。

そのために、やはり、学校で聞いてくれるような体制ですか、スクールソーシャルワーカーというのは、決まった資格はないようなんですけども、家庭問題などを抱える保護者や子どもの相談に乗り、行政の福祉部門や児童相談所などと連携して対応にあたる。決まった資格はありませんが、国は社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者が望ましいとしておりますと言っています。国の補助を受けて自治体が配置しているのは、今現在、1千399人、政府は2019年度までに全国の全中学校区に各1人の配置を目指しているというふうなことも言われております。

子どもの声を聞いてあげて、本市におかれましては、現状に即した対応をしていただきたいというふうに思っております。迷っている人たちの声を聞いてあげていただきたいという

ふうに思っております。

不登校の長期化を防止するには、きめ細やかな体制が必要というふうに感じております。

子どもは国の宝です。迷える保護者、児童を一刻も早く暗やみから脱出させる支援体制を構築していただきたく要望いたしまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（小高良則君）

以上で誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

会議中ですが、昼食のため、しばらく休憩します。

(休憩 午前 11時56分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。石井孝昭議員、林修三議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

次に、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

誠和会の石井孝昭でございます。

12月議会において4点の質問をさせていただきますけれども、その前に本日はお忙しいところ、お隣の山武の市議会議員さん、長柄町の町議会議員さんが傍聴に駆け付けていただいております。ご報告を申し上げたいというふうに思う次第でございます。

それでは、質問事項1、農業問題についてご質問いたします。

GAP、GAPですね、農業生産工程管理の取り組みについてご質問をさせていただきます。

トランプ次期アメリカ大統領が、先般、TPP離脱を表明しました。日本農業のみならず、日本経済全体、また世界経済全体に大きな影響が出るものと推測されます。

そのような中、最近農業関係のニュースや新聞を拝見しておりますと、「GAP」という言葉をよく目にするようになってまいりました。先日、NHKでも放映をされました。

農林水産省では、GAPについて、このように言っております。

農業生産工程管理とは、農業生産活動を行う上で、必要な関係法令上の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検、評価を行うことによる持続的な改善活動のことであります。つまり、農林水産省も推奨している最新の農業の取り組みということでございます。

千葉県では、「千葉県農林水産業振興計画」に基づき、安全・安心農作物供給や、環境への負荷を軽減するために、GAP、Good Agricultural Practice

手法の普及を推進しております。

「GAP」とは「良い農業のやり方」、「農業生産工程の明確化」ということが言えますが、八街市として、GAPの取り組みについてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農業生産工程管理、GAPとは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

農業は国土の保全、自然環境の保全、文化の伝承など、農産物の供給以外の役割を果たすことも期待されております。

一方で、環境に負担をかける面もあることから、田畑や水を子どもたちの世代につないでいくために、環境に配慮した農業を行うことが必要となっております。

また、産地の農家のうち1人でも問題を起こせば、産地全体で出荷停止や商品回収を行わなければならない、その後の取引にも影響が出ます。

そのことから、出荷停止や農作業事故等を起こさないための対策をルールとして定め、点検し改善することが重要であり、農業生産工程管理の必要性が近年叫ばれてきたところがございます。

本市では、JA千葉みらいでの共選による出荷物を対象に、残留農薬等の管理がされており、既に一部取り組みが行われているところですが、過剰な肥料、農薬、暖房の使用を避けることや、節電、節水等のエネルギー節減で、コスト削減につながる部分もございますので、JA千葉みらいと連携を図り普及に努めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

皆様にお配りさせていただきました資料をごらんいただきながらお聞きいただければと思っておりますけども、農林水産省では、農業生産工程管理の共通認識をするガイドラインを設けております。このガイドラインに準拠したGAPの普及を、今、推進するということで、統一基準を図っているということですけども、例えば、全国農業協同組合、全国農業協同中央会、また、農林水産省等でも統一したGAPというものを目指しているんですけども、今、GAPについて千葉県でもガイドラインを作成して、個別に各市町村にもその準拠を図っているところがございますけれども、日本ではジャパンGAP、お配りしましたJ「GAP」、これは一般社団法人ですけども、日本の農業生産工程管理ということでもあります。世界ではG「GAP」、グローバルGAPと言われておりますけども、世界食糧農業機関（FAO）の方では、今、世界で118カ国、15万件を越える認定農場が世界にはあると、世界基準を目指そうということもございますけども、まず、このGAPの認証農場、会社であれば、1つの工場があるとすれば、そこのマニュアルとか、衛生管理、人的な安全管理、これに皆さん、努められて、お仕事をされているんですけども、農場も1つの工場というか、そういった空間と例えて、そのいわゆる工程を管理していこうというような、その資料のと

おりでございます。

これを八街市内にGAPの認証をされている農場がもしあるか、ないか、把握をしているようであれば、お答えいただきたい。また、把握をされていなければ、それで結構です、いかがでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

申し訳ございません。そこまでは把握しておりません。

○石井孝昭君

国際基準が必要なのかということで、今、世界的に統一をされていこうということですが、まず、輸出を目指そうというときの資格の要件、その獲得が必要だと。また、インバウンドに対するPRにも活用されるということで期待が高まっているのですが、2012年度ロンドンオリンピックの際に、G「GAP」、グローバルGAPの認証の農林水産物がオリンピックの調達基準ということでなりました。先般、行われました今年の夏のリオオリンピックでは、GAPの認証工場、いわゆる農場の野菜だけではなくて、農畜産物も含めて、さまざまな基準が世界基準として採用されています。

さらには2020年の東京オリンピック、この認証の日本国の国産の農産物が選手村などに供給されることが予想されるというふうに言われております。

つまり、オリンピックの質問、農業の質問、よく出ますけども、ただ野菜を選手村に、ホテルに供給すると、市場に出すということでは、なかなかオリンピックに向けてのPRが弱いかなというふうに、私は思っております。このGAPの認証を受けた、まず農場の野菜を本市からPRすべきかなというところ、1ランクアップしたところからPRが始まればいいのかというふうに認識をしております。

つまり、そのPR自体が、物は八街の農産物は間違いなくいいものがたくさん採れるし、落花生も含めて、サトイモ、ニンジン豊富なんですけども、おいしい、安全・安心なものは、JAS規格によって有機野菜としてエコファーマー、このJAS規格の特別栽培も、今、日本の基準の1つにはなっていますけども、JAS基準のものは、環境に優しい農業の基準ということですが、安全な農作物を作るための基準ではないと言われております。GAP認証工場で栽培されたものは、安全な農作物を作るための基準というところの認証に来ておりますので、我々が日本で繰り広げるJ「GAP」、GAPにこれから努力して、農家組合ですとか、生産者団体に働きかける必要があるかなというふうに認識しておるのですが、当局としては、どのように考えているかお伺いたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

農家におけるリスク管理手法として、農業生産工程管理というような形になっております。それがGAPと。GAPの手法を農業経営を導入することによって、食品の安全の確保、労働安全の確保、環境負荷の低減、適切な生産出荷管理体制の実現等、農業現場におけるさまざまな課題に対応することが可能となるというようなことで、GAPということになります。

その中で県において、GAPの普及は一部の先進的な生産者に限られておまして、一層

の普及推進に取り組む必要があるということでございます。研修会を開催して、農協などを中心に生産者への普及を推進してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

聞きなれない言葉ですけども、これから恐らく耳に、目にするとと思います。

先般、千葉県では農業生産工程管理、GAPの推進方針ということで、このような出されておりますけども、この中で国のガイドラインに基づいたGAPとして、食品安全、環境安全、労働安全ということで3つの安全をうたっております。今後、農作物産地に対する消費者、実務者の信頼の確保のために、これからも市としても、ちょっと注目をさせていただいて、そのようなものが、いわゆる長い目で見ると、オリンピックのそのような先を見て生産工程にもつながっていくんだと、市のPRにもつながっていくんだというところをご理解いただいた中で、これからもPR活動、普及活動に努めていただければありがたいというふうに思う次第でございます。

質問要旨2、農業を中心に農商工が連携した取り組みについてご質問いたします。

政府の規制改革会議のワーキンググループが全国農業協同組合連合会（JA全農）、全国農業協同組合中央会（JA全中）に対して農業改革に関するさまざまな提言をしております。

そのような中、自民党が先般農業改革案を固め、29日に政府は「農林水産業・地域活力創造本部」の会合を開き、新たな農業改革となる「農業競争力強化プログラム」を決定いたしました。来年度の通常国会に関連法案を提出する方針との報道がなされております。要約すると、JAグループの自己改革の促進と農業生産者の有利販売等であります。

農業の成長戦略の中で、八街市において「農業を中心に農商工が連携した取り組みについて」ご質問をいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農山漁村には、その地域の特色である農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源がたくさんございます。本市におきましても、全国的に産地として認知されている落花生、ニンジンなど、全国に誇れる農産物が多く生産されているところでございます。

そのような中で、農商工連携は、資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者の方々がお互いの技術やノウハウを持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むものでございますが、既に落花生ペースト、人参ジュースなどが生産・販売されており、さらに八街産ショウガを使用した八街生姜ジンジャエールもボトリングされてものも昨年からは販売が開始されたところでございます。

また、居酒屋ワタミやイタリア料理店などと連携し、契約生産を行っている事業者もございます。

そのほかにも先日、産業まつりの一環として開催いたしました、ご当地グルメアイデア料理コンテストでは、高校生を若い世代をはじめ、幅広い層から地元の野菜を使った料理の出

品がございました。最優秀作品につきましては、産業まつり開会式の中で表彰させていただいたところございますが、コンテストのみで終わることのないよう、市内の飲食店で提供できるようにするなど、農業と商業の連携を図る中で、農産物の販路の拡大や、商業における賑わいの創出につなげてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ご答弁ありがとうございます。農商工の連携でよく言いますが、なぜ農商工の農が先に来ているかということだというふうに理解をしております。やはり、農業がリーディングしていく、生産物が商工に影響していくということになるのですが、農業は八街市としては非常に強いので、農業を先に中心として引っ張っていただければありがたいなと思っております。

先般、中小企業の輸出や海外への展開を促すために、経済産業省が「新輸出大国コンソーシアム」に農水産物を扱う327社が登録したと発表がありました。その2割が農林水産業社ということであります。農林水産物・食品の輸出に活路を見出そうとする中小企業の動きが活発化しております。

ご答弁のように、ジンジャエールだとか、先ほど、小山議員の質問にもありましたけども、そのような6次産業化、落花生も含めてですね。市内はもとより、県内、国外、海外でも通用するような農商工の連携した取り組みをした結果としたものが、やはり、強い農業を八街市としてはPRできるのではないかというふうに思っております。

その辺の具体的な取り組みについてご質問いたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

農商工の連携ということで、今、議員の方からおっしゃいました「新輸出大国コンソーシアム」ということがございます。そうした中で、これについては、公的機関や地域経営機関、商工会議所など官民の支援機関が協力して、海外展開を目指す中堅中小企業等に対する総合的な支援を行うとともに、支援機関の相互の情報交換や、活動計画の共有等を図る枠組みということで設立されたと聞いております。

そうした中で、海外進出や輸出に前向きな企業などが製品開発、国際標準化から販路拡大に至るまでの総合的な支援を受けられるとのことでございますので、これらへの紹介など、今後市として行ってまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

海外への輸出となると、話が本当に広がってしまうので、今日は差し控えますけども、今すぐできることとすれば、落花生が塩ゆでに加工されて販売もされておりますけれども、例えば、そういった表示の裏に中国語とか英語とかの表示を付け加えるなど、そのようなことで、ある程度、インバウンドの普及の対応ができるのかなというふうに思っております。できることから、まず始めていただければありがたいなと、また、ちょっと考えていただければいいなと。もし、八街に海外の方がいらっしゃったときに、そういった対応も、日本語だけじゃわかりませんから、いろんなお店に、商工会議所等とも話し合っ、シール表示でも

やっていたら、できることからやっていたらいいなというふうに思っております。

質問要旨3番に移らせていただきます。

「食と農の景勝地」認定についてご質問いたします。

日本食・和食が世界で注目されております。平成25年（2013）年12月に「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されております。先月11月24日は、いい日本食の日ということで、和食の日ということでありました。

農林水産省は、地域に根差した食文化を活用して外国人観光客を呼び込むための取り組みとして、「本場の日本食」に我が国がお墨付きを与えて、地域を活性化につなげる「食と農の景勝地」認定制度を創設いたしました。この「食と農の景勝地」認定制度について、八街市のお考えをお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

海外における日本食・食文化に対する関心は、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録などを通じて近年大きく高まっております、日本を訪れて「本場の日本食」を体験したいという外国人のニーズも高まっています。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの競技大会も見据え、地域の食とそれを生み出す農林水産業を核として訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取り組みを「食と農の景勝地」として認定する仕組みを国で創設いたしました。訪日外国人旅行者の観光需要を、国産農林水産物・食品の需要拡大及び農山漁村の所得の向上につなげていくことが目的とされております。

既に全国の44地域から申請がありまして、5地域が認定されたと伺っておりますが、申請にあたっては、農業分野のみだけではなく、観光や商工業者、宿泊施設関係者、旅行業者などとの連携が必要となりますので、現時点では難しいものと考えておりますが、研究はしてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

市長、答弁ありがとうございます。2020東京オリンピック・パラリンピックの話が言われますけども、外国人の観光客、これを農村部、中山間地域もそうでしょうけども、農村部にお招きしていただくというのが、この景勝地認定の趣旨だというふうに伺っておりますけども、例えば、本市の場合、根古谷岡田地域の法宣寺というのがありますが、その辺の周辺の風景である、俗に言う「寝釈迦」地域、ここはお米の生産で本当に数百年歴史があります。

また、2番目として、例えば、今、開発されている千葉バーディーゴルフ近辺のドッグランとか、温泉が採掘されているというふうに聞いていますけども、そういった地域も景勝地の認定に当たっていくのではないかと。もしくは、例えば、砂のカタクリの群生地等、地域に昔から、古来からある、作ったものではなくて、そういったものを活用していきながら、

こういった認定制度をしていくということ、そして、それをインバウンド化して、おもてなしをしていくというのが大事ななというふうに思いますけども、担当部担当課としては、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○経済環境部長（江澤利典君）

景勝地ということで、先ほど、議員が申されましたように、根古谷の寝釈迦などを含めて、本市にも景勝地となり得るものがあると思います。

そうした中で、食と景勝地は、地域の食とそれに不可欠な食材を生産する農林水産業や特徴のある景観等の観光資源を活用して、訪日外国人旅行者をもてなすための取り組みということになっております。

先ほど、市長も答弁申しましたように、多方面の関係者の連携や、その他の要件などもございますので、現時点では難しいものと考えておりますけれども、今後、研究してまいりたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。ぜひ、アンテナを高くしてもらって、先進的な取り組みに努めていただければと思っております。

質問要旨4、農地利用集積の現状と今後の取り組みについてご質問いたします。

農業者の高齢化や担い手の不足により農業離れが進んでおります。一方で、農地利用が農業の規模拡大のチャンスと捉えている農業者、農業法人などがおります。

本市における農地利用集積の現状と今後の取り組みについてお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農地利用集積の現状でございますが、平成28年9月末現在で申し上げますと、農用地面積3千704.6ヘクタールに対して農地利用集積による利用権設定面積は、157.8ヘクタール、地目別に申し上げますと、田8.6ヘクタール、畑149.2ヘクタールとなっております。

平成27年9月末現在での利用権設定面積153ヘクタールと比較しますと、4.8ヘクタール増となっております。

農地の利用集積には、農地法3条によるもの、農地円滑化事業によるもの、農地中間管理事業によるものの3種類がありますが、農地法に基づく賃貸借は、一筆ごとの権利移動に係るものでありまして、小作地の所有制限や強力な賃借人の保護が規定されており、農地を一度貸したら戻らないと考えるなど、農地の出し手側の不安要因となっております。

このため、小作地所有制限や賃借人保護の例外として、出し手が安心して農地を貸すことができる農用地利用集積計画制度が昭和50年に創設されており、農地の権利移動のうち、約8割が農用地利用集積計画による賃貸借となっております。

市では、農地の利用集積を拡大していくための手段として、農地中間管理事業を活用する

ことが重要と考えておりました、これまでも人・農地プランの作成に係る話し合いの際に、農地中間管理事業の説明を行いまして、推進を図ってきたところですが、県からも、農地中間管理事業の説明の場として、各土地改良組合等、農業者団体の会議開催時に時間をいただきたいとお話もありますことから、今後も引き続き、農家の方々の集まるさまざまな場をおかりした中で、県と連携いたしまして、農地中間管理事業の活用について説明させていただき、さらなる農地利用集積の加速化に努めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

大規模農家が農地を広げやすい環境を整えて、競争力を高める狙いとして、農林水産省の方では「土地改良法」の改正を目指そうと、来年度通常国会ですけど、しております。今、市長答弁にもあったとおり、貸し手、借り手の問題がやはり問題となっておりますし、都市地域では「都市農業基本法」が一昨年制定されて、都市農業振興計画というものが、今、作られて施行しております。

農地や水田地域には、一般的に一反部あたり約10万から20万程度の負担が求められます。かつ、バンクに農地を貸し出した所有権の多くが既に離農して、費用負担を敬遠することが多い。また、農地の整備には、所有者の同意が必要だということでもありますので、農林水産省では、バンクが借り受けた農地については所有者負担をなくして、整備を進めやすくするような新たな仕組みを作るというふうに、今、言われております。水田地域が非常に八割は少ないですけども、水田も畑も含めて、このようにするというふうに伺っています。

また、農業委員会の法律が今後改正をされるということでもありますけども、そのような中、今までの農業委員会委員と農地利用最適化推進委員と、このような二本立てになってきますけども、農業委員会事務局長にお伺いしますけど、千葉県として農地中間管理機構を通じて市町村には周知はしているものの、当初の利用予想より大幅に今現在は進捗していないという状況であります、

先ほどの農業委員会法改正によって、農地利用集積において農地最適化推進委員の役割が今後、とても重要になるというふうに私は理解しておりますけども、局長のお考えはいかがでしょうか。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

石井議員のおっしゃるとおり、推進委員の役割が重要になってくるものと思います。推進委員の活動の中で担当地区において、地域の農業者の話し合いの推進、また、農地の出し手、受け手へのアプローチを行うなどといった現場活動を行うこととなり、その際は農地中間管理事業との連携が必要となりますので、来年7月以降、推進委員の活動が重要になってくることと思われまます。

○石井孝昭君

本当におっしゃるとおりだと思っております。

例えて言いますと、農地利用の集積化への加速から耕作放棄地の解消や大規模化、このようにつながってまいりますし、先ほどの質問ではないですけども、6次産業化にもつながっ

ていく、担い手の活性化にもつながると思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうにあります。

時間がないので、次に移ります。

質問事項2、財政問題についてご質問いたします。

市税等の徴収状況の現状と今後の見通しについてご質問させていただきます。

八街市の財政の歳入の根幹をなす市税四税（市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税）と国民健康保険税について徴収状況の現状と今後の見通しをご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市の市税等の徴収状況でございますが、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車など、国民健康保険税以外の市税の徴収率につきましては、平成25年度では現年課税分で95.4パーセント、滞納繰越分14.2パーセント、合計78.2パーセントであり、平成26年度では現年課税分95.7パーセント、滞納繰越分14.8パーセント、合計79.2パーセントであり、平成27年度では現年課税分96.0パーセント、滞納繰越分14.4パーセント、合計79.8パーセントとなっております。現年課税分と滞納繰越分の合計の徴収率は向上しつつありますが、県内での順位は3カ年連続して最下位でございました。

また、国民健康保険税の徴収率につきましては、平成25年度では現年課税分84.0パーセント、滞納繰越分16.4パーセント、合計49.9パーセントであり、平成26年度では現年課税分84.5パーセント、滞納繰越分15.6パーセント、合計50.4パーセントであり、平成27年度では現年課税分86.1パーセント、滞納繰越分15.7パーセント、合計51.9パーセントと推移しております。

このような状況から、徴収率の向上はかねてからの懸案となっておりまして、その対策といたしまして、今年度、催告書発送時期の前倒しや発送回数増、または早期差し押さえ処分や換価対応を進めており、さらに今年度から県税務職員のOB1名を一般任期付職員として採用いたし、高額・困難案件への対応や本市税務職員の徴税技能の向上を図るなど、さまざまな徴税対策を推進しているところでございます。

なお、今年度の市税の徴収率見込みを試算いたしましたところ、市税の10月末現在の徴収率は、現年課税分67.9パーセント、滞納繰越分10.5パーセント、合計56.8パーセントであり、前年度同月との比較では、合計で2.2ポイント上昇しており、今年度末の徴収率見込みでございますけれども、現年課税分96.3パーセント、滞納繰越分16.4パーセントで、合計81.6パーセント程度になるものと予想しております。

国民健康保険税につきましては、10月末現在の徴収率は現年課税分37.8パーセント、滞納繰越分10.6パーセント、合計25.4パーセントであり、前年度同月との比較では、合計1.2ポイント上昇しており、今年度末の徴収率見込みでございますが、現年課税分86.1パーセント、滞納繰越分は16.3パーセント、合計53.1パーセント程度になるものと予想しております。

○石井孝昭君

ご答弁にもありましたように、先般、県全体の2015市町村別の徴収状況の報道がなされました。県全体では6年連続して改善されているということの報道でしたけども、本市では徴収率が79.8パーセントと、54市町村中ワーストという結果でありました。

市長答弁にもありましたように、現年分は非常に最近頑張っただけで徴収されているなというふうに思っております。徴収率の上向きとなっているのは理解をしておりますけれども、このような状況には、我々真剣に向き合わないといけないなというふうに思っております。

県から適正の管理、徴収体制の指導がなされていると伺っておりますけども、具体的には、どのような指摘を受けているのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

先日も税務診断の方を受けたところでございますけども、その中でご指摘があった点といたしましては、まず、やはり、古く差し押さえて塩漬け的になってしまっている案件が多いということで、その辺をしっかりと整理しなければならないということと、職員一人当たりが受け持つ件数、これも他の自治体より若干多いのではないかと等々のご指摘がございました。

○石井孝昭君

そんな中、今年から県税事務所のOBの方を1名増やしていただきました。これも、本当に市長の英断によって、心意気を感じるところでございますけれども、納税課の中でOBの方は主任ということですが、その役割はどのようなものなのか。そして、徴収率の向上に向けてどのような職員に対してアドバイスをしているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○総務部長（武井義行君）

今お話がございましたように、今年4月から一般任期付職員といたしまして、県の税務職員のOB1名の方に納税課に来ていただいております。これは、税に対する専門知識、経験を活かしていただきまして、高額困難事案への取り組み、それから本市の課題でもあります過去に差し押さえしたままの、いわゆる塩漬け不動産の解消、それから抵当権や相続権調査などを進めていただいておりますところでございます。また、市の徴収職員からもさまざまな相談に乗っていただいております、職員の資質向上ということで図られているところでございます。今はそういった形でいろいろな面でご指導いただいておりますところでございます。

○石井孝昭君

職員、特に徴税吏員さんが、非常に困難な事案にあたる時に、その経験とか知識を、相談して非常に助かっているというふうに伺っております。本当に納税課の皆さんには頭が下がる思いでいっぱいでございます。

総合計画の中で、基本計画やちまたべんちま一く「めざそう！（値）ね」の中で、「市民サービスの充実した街」の中で、現年課税分、これは3年後ですけれども2018年、2018（値）で、現年課税分が97パーセントとうたっていますけれども、達成できそうでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

今お話がございましたように、八街市総合計画の中の八街べんちまーくとして、「めざそうね！」の中に市税現年分の徴収率、これを2018年、97.0パーセントと設定しております。

今、市では八街市市税等徴収対策本部というのがございますけれども、そこで策定しております市税等の徴収対策の強化に関する基本方針及び実施計画、ここでも徴収率を設定しております。同じ2018年に97.0パーセントと設定しているところでございます。

平成27年度末の徴収率が96.0パーセントという結果でございまして、1パーセントを引き上げなければならないという状況でございますけれども、確かにこの96から97というのは大変厳しい数値であると思っておりますけれども、さまざまな方策を駆使しまして、目標を達成できるように努めてまいりたいと思っております。

○石井孝昭君

現年課税分については、ぜひ頑張ってくださいと思います。

続いて、次の質問要旨2、未納（滞納者）への徴収の現状と組織的な具体策についてご質問をいたします。

先ほど徴収率の問題で一番ネックとなっているのが、収入未済額の膨らみによる調定額の積算額であります。つまり、未納者（滞納者）対策であるというふうに理解をしております。本市の未納（滞納者）への徴収現状と、組織的な具体策についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

滞納者への対応といたしまして、これまで市内の各地区ごとに徴収担当者を割り当てておりましたが、昨年度の途中から、初期滞納者、後期滞納者など滞納年数別に担当を割り当てるように見直しを行い、今年度からは、高額滞納者を含め本格的に滞納年数別担当者制を敷いております。

これにより、初期滞納者の滞納税や延滞金がこれ以上増加しないよう監視を行い、市からの催告に応じない場合には、財産調査の上、差し押さえを実施しているところでございます。

徴収の現状でございますが、督促状を発付してもなお滞納となった場合には、催告書を発送し、その後、滞納者の財産調査を行い、差し押さえが可能な財産を発見した場合は、その財産の差し押さえを行うこととなり、平成26年度は304件、対象税額でも約1億8千610万円、平成27年度は373件、対象税額では約2億7千310万円、今年度は9月末時点において198件、対象税額では約1億260万円の差し押さえを実施しております。

最近の差し押さへの傾向といたしましては、これまでのような不動産差し押さえ中心ではなく、滞納している税金への早期配当・充実に考慮しまして、換価のしやすい預貯金や給与などの差し押さを重点的に実施しているところでございます。

組織的な取り組みでございますが、平成20年度に副市長を本部長とする八街市市税等徴収対策本部を設置し、毎年11月、12月の徴収強化月間の実施による納税啓発ポスターの

掲示や街頭啓発などの各種納税啓発、4月、5月にかけて実施している市内集中滞納整理など、市税収入の確保及び徴収率の向上に向けて、全庁的に各種施策を実施しております。

また、千葉県が実施している税務診断においても指摘されたところでございますが、滞納繰越額の縮減など市税等未収金の解消が重要であり、市といたしましては、組織としての共通認識のもと、高額・困難滞納事案の処理、滞納処分への執行停止に向けた取り組みを強化するなど、有効と思われるさまざまな施策を進めてまいります。

○石井孝昭君

ありがとうございました。

納税課内で、徴収体制の初期、中期ということで、今年から事案を絞ってやっていたらというところで、恐らく成果が出つつあるものと思います。

その組織的な対応ですけれども、県内54市町村中、債権管理を一元的に行う課を設置しているのが6団体、債権回収対策室・班・係を設置しているのが12団体、収税担当課において税以外の徴収を行っているのが13団体と、市町村31団体、自治体に実際にあります。

近隣では成田市、四街道市、印西市、東金市、山武市などが、3～4人体制で専属的に債権徴収による公金管理を行っております。

先ほど指摘をさせていただいたとおり、一番ネックとなっているのが収入未済額の膨らみによる調定額の積算額ですから、つまり分母を削っていかないと、市町村のワーストを脱却できないというふうに、私は理解をしております。

塩漬け案件、いわゆる時効の中断案件があまりにも多くて、その債権処理にどれだけ手間どっているのかということですが、市長答弁にありましたように、徴収できやすいもの、しやすいものから今は徴収していくということですが、滞納処分の執行停止を速やかに行っていくことが、まずはこれからの大きないわゆる徴収率の向上に値していくというふうに理解をしております。

基本的には公債権、私債権がありますけど、公債権について、このことが重要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

今お話にありましたように、近隣では成田市、四街道市、印西市がそういった組織を立ち上げて、これは室という形で3名ないし4名の体制で行っております。県内でも、先ほどお話がありましたように、31は課、班、または係、それから今現状の収税の課の方で取り扱っている状況でございます。

八街市の滞納の状況を見ますと、市税と国民健康保険税、これの合計額が約36億円ほどでございます。全体が約38億幾らということでございますので、その95パーセントが国民健康保険税と市税ということになります。

当然、そういった債権回収の組織を立ち上げる有効性というものも見出していかなければいけない状況ではございますけれども、まず、八街市の場合はこの2つの税、これの徴収率というか、滞納金の回収を図っていかなければならないと思いますので、塩漬案件の解消に

あわせて先ほどの組織の有効性等も検証する中で、当面は現状の組織の中で市税、国民健康保険税の対策にあたっていきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

損切りするところは必要かなと思えるんですね。ですから、とれないところからとれませんか、いかに法的なとれないところを切っていくかというところは、とても大事なかなと思っております。もちろん簡単には切れないのはわかっています。相続の問題とかいろいろ縛りや権利関係が出てくるのであれですけど、市の単独の意思によって成立するというのが強制徴収公債権、これにおいては、恐らくその内容で切れるかなと思いますけれども、非強制徴収公債権に関しては、裁判所への申し立て、これは給食費の私債権も含めてですけど、この上の部分を先にやっていくべきかなというふうに理解しています。

それと、債権の中断、この金額と件数はどのくらいありますか。

○総務部長（武井義行君）

まず、金額で、今滞納となっている部分の金額ということでよろしいでしょうか。

それを債権別に申し上げますと、先ほども若干触れましたけれども。

○石井孝昭君

手短でいいです。

○総務部長（武井義行君）

市税が、先ほど申し上げたように約16億円、それから国民健康保険税が約20億円、それと公会計で申し上げますと、介護保険料、これが約1億円、それから後期高齢者医療保険料が1千万円、それから保育料が350万円、下水道使用料が900万円、利益者負担金下水道が約200万円と、幼稚園保育料が約2万円となっています。あと、私債権となりますと、学校給食費が約6千万円、それから市営住宅関係が約2千万円。水道料金につきましては、資料をもち合わせておりません。

○石井孝昭君

ありがとうございます。納税課題の徴税吏員さんが、滞納処分の今聞いた金額とボリュームは、どの段階でどのような基準でどのようにきるかという、判断をしていくかというのは、恐らく一人の判断ではできないと思うんですね。

ですから、組織だっていって、できれば、私的には、少なくともまずできることとすれば、班をつくって、班長をつくって、班長にその責務をしっかりと与えていくと。その判断をしていただくという方じゃないと、一つ一つの事案に対して、例えば課長が一人では決済できませんので、できれば、その債権に関しては室ぐらい、その前に班ぐらい組織的にはつくっていただきたいなというふうに思っております。その組織的な対応と一定の基準がないと、確かに徴税吏員さんだけでは難しいと思います。逆に一定の組織に対応できるマニュアルがあれば、徴収率の向上にもつながるというふうに理解をしております。

八街市の監査によると、決算審査意見書の中で、平成23年度から平成27年度にかけて、市税収入未済額の削減、国民健康保険税収入未済額の削減を毎年指摘されています。先ほど

部長がおっしゃった使用料・手数料・学校給食費（これは私債権ですけど）・介護保険税・下水道事業受益者負担金不納欠損額・生活保護費返還金の生活保護法78条に係る不正不実による収入未済額の解消、このようなものが監査から当市に対して指摘をされています。また、平成27年度決算では、債権管理一括担当部署の設置要望の指摘がされているということです。

監査委員事務局長にお聞きしますが、これらの監査の指摘はどのようなものでしょうか。

○監査委員事務局長（吉田一郎君）

監査委員の合議によりまして、決算審査意見書の方にはそのように記載してございます。

○石井孝昭君

監査の方から、収入未済額の解消は自主財源の確保、負担の公平性を期する点から重要だとも指摘をされています。

今後、債権回収を一元的に行う組織をつくって、先ほど申し上げたとおり、できれば班をつくって、すぐには難しければ、来年1年間熟考して論議を重ねてもらって、再来年でも結構ですけども、今頑張っている職員にさらに頑張りを与えていくような感じで、その方向性を作る時期に来ているかなというふうに理解をしておりますし、その根幹をなすのが債権管理条例という条例を作らないと一元的に管理できませんので、そうすると、例えば給食費を未納している方が仮にいたとして、給食費の質問は後でちょっとやるんですけど、例えばパソコン上で見たときに、徴税吏員さんが調べることができて、某銀行とか某郵便局にそれなりの貯金があったら、今までは給食費としては差し押さえはできませんでしたけれども、今度は、例えば定期預金とかがあれば差し押さえができることになりますから、徴収率の向上には間違いなくつながるというふうに理解をしております。

市税担当徴収対策本部の本部長である松澤副市長にお聞きをしたいと思いますけれども、この一連の質問に対してどのようなお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○副市長（松澤英雄君）

答弁いたします。

公金債権の一体的な回収についてでございます。市税等以外の料金等の滞納を抱える担当課と、滞納整理に関する知識・経験を有します市税徴収部局との協力体制のもと、一体的に公金債権を回収する組織を構築することは、特に高額・困難事案に対します取り組み、そして各担当課における徴収担当職員の徴収技能向上が期待できると、そのように考えております。

しかしながら、現在、本市の市税徴収率は、先ほど市長から答弁がございましたとおり、対策本部においても進行管理は進めておりますが、県内の徴収率ではワーストワンの状況であり、さきの報道等によっても3年連続ということがございますから、まずはその早期脱却が本市の喫緊の課題であると考えております。

ですので、現体制にまずはよりまして、市税徴収を強力に進めていく必要があるのではな

いかと考えております。そして、先ほど答弁がありましたように、監査委員からの要望等々もでございますので、公金債権の一体的解消組織の設置につきましては、本市の市税等の徴収状況の推移を見極めながら、また、他団体の動向も含め、効率的な公金債権の回収のための方法等について調査研究を進めてまいりたい、そのように考えております。

○石井孝昭君

北村市長に一言お答えいただきたいと思っておりますけれども、いくいくは市の債権管理条例を制定していくということがとても大事なかなというふうに思っております。先ほどの監査の指摘にもありましたとおり、債権管理の一括担当部署の設置要望等の指摘がされておりますし、私個人的にも、できればそのような室、班をつくっていただいて、債権をまとめて担当できる、責任をもって対応できる班が必要かなというふうに思っております。

その一里塚として、そのような方向の組織、また職員のこれからの収納状況の喚起を図っていただければありがたいと思っておりますけれども、北村市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（北村新司君）

ただいま、副市長が答弁したとおりでございますが、市税徴収率県下ワーストワン、1位からの早期脱却が、本市としても喫緊の課題であるというふうに思っております。さらに、先ほども答弁いたしましたけれども、県税OB職員をお迎えして、今納税課が全庁職員挙げて努力している最中でございます。そうした中におきましても、さらなる市税徴収についても努力していく必要があるものと思っております。

また、公金債権の一体的回収組織の設置につきましては、本市の市税等の徴収状況の推移を見極めながら、他団体の動向も含め、効率的な公金債権回収のあり方につきましても、調査研究を進めてまいりたいと思っております。

○石井孝昭君

質問事項の3に移らせていただきます。市民サービス、ふるさと納税の現状と今後の対策について、ご質問いたします。

平成21年度にふるさと納税制度が導入されて、今、国内では100万人以上、寄附金額も1千億を超えているというふうに伺っております。ふるさと納税で「地方創生」ということまで今は言われるようになり、総務省では、「ふるさと納税で日本を元気に！」をキャッチフレーズとしております。

八街市では、落花生やスイカをはじめ今では多品目の返礼品を用意し、魅力ある八街市を発信しております。ふるさと納税の現状と今後の対策についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市のふるさと納税であります『落花生の郷やちまた応援寄附金』につきましては、4月から、インターネットを利用した寄附金の申し込みの受け付けを開始したほか、6月からは、寄附金のクレジット決済を導入したところ、10月末時点で申込件数は492件、寄附金額

は605万円となり、昨年度の同時期と比較いたしますと、申込件数で195件増の約1.7倍、寄附金額では289万円増の約1.9倍となっております。また、返礼品につきましては、11月から八街市内の「山本ぶどう園」で生産されたブドウを原料として製品化されております赤ワインと、「やちまたよしくら」で製造・販売しております、八街産千葉半立を100パーセント使用した無添加のピーナッツバターを追加しております。

いずれも既に返礼品として希望されている方がいらっしゃいます。今後も、返礼品を拡充することにより、ますます「落花生の郷やちまた応援寄附金」が増加するよう努めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

この「ふるさと納税」には、3つの大きな意義があるというふうに言われておりますけれども、①納税者が寄附先を選択する制度で、税に対する意識の高揚や納税の大切さを自分のこととして捉える機会と、2つ目としては、生まれ故郷、ふるさとはもちろんお世話になった地域を応援したい力になれる制度、人を育て、自然を守る、地域の環境を育む支援になる。3つ目としては、各自治体が国民に取り組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと、と言われております。

この、八街の「落花生の郷やちまた応援寄附金」は、ふるさと納税による費用対効果は、どのように市は捉えておりますでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

費用対効果といたしまして、まず財政的な面から申し上げますが、市県民税控除がありますので、それを考えましたときには、寄附を行う方、この方が市民なのか市民以外なのかということで、本市への実収入額というのは増減していくこととなります。この場合で、市民以外の方が多くなれば、効果的にはプラスということになります。

また、件数の面で申し上げますと、平成27年度につきましては、寄附申込のうち99パーセントが市外の方による寄附となっております。この点を言いますと、PRまた知名度アップの点では効果は大きいというふうに考えられます。

また、八街市の場合ですと、8つの街づくりに対しまして指定を行っていただいております。指定なしという方も多くいらっしゃいますけれども、8つの街の中で全体的に考えますと、「便利で快適な街」の指定が多くございますので、そういった面で有効に活用させていただいております。

○石井孝昭君

課長の答弁にありましたように、2千円を超える部分については、一定の上限まで、所得税・個人住民税が減免されますから、平成27年度から「ふるさと納税枠」が2倍に拡充されましたし、ワンストップサービス、ふるさと納税特例制度が創設されて、申告も楽になっていると、簡単になったというふうになりました。

ところが、ここからなんですけれども、全国の自治体の中では、受け取った寄附額と寄附した住民の控除（減額）額の収支を算出したところ、赤字になっている自治体が結構続出し

ています。横浜市がトップなんですけれど、5億2千万円、これは都市部だけではなく地方にその余波もきています。千葉県も数市が赤字になっていると。佐賀市では5千565万円の赤字で、鳥栖市は2千35万円の赤字。

今まで明らかにされていなかったロジックがここにあるということなんですけれど、今の課長答弁のように、1年ズレますので、寄附した年と控除された年が1年ズレますから、一概には、その年に寄附した金額はその翌年に控除がずれるので、その費用対効果はすごく難しい答弁だったと思いますけれども、今おっしゃったように、平成27年度の決算で850万円、548件の本市への寄附があって、うちからほかの自治体へ寄附したものは、今のところ319件で、控除額が810万円ですから、とんとんだと。

これは、住民税減税分の75パーセントは地方交付税で国から補填されますので、一概には言えないのですが、基本的にはその収支が1年ずれても、赤字額が広がっていく自治体が非常に増えているというふうに言われています。八街市の場合は、まだ寄附してもらっている件数が多いので、まだ魅力ある市の一部になっているというふうに理解はしているのですが、ただ、今寄附していただいているものが1万円ですよ。八街市期中で1万円ものが、ブドウも今度はそうですけれど、約3千円相当ものを返礼品としておりますけれど、今後、例えば2万、3万とか、5万、10万とか、そのような品ぞろえをして、多く寄附をいただくのはやぶさかではないと思うんですよ。支出していくところを抑えるには、非常に難しい面もあるのですが、できれば、八街市の人が八街市にふるさと納税することも可能ですから、そこに対する返礼品も、課長、あるわけですよ。ですから、そのような取り組みについては、いかがでしょう。

○財政課長（會嶋禎人君）

今お話にございました金額を増額させていくというようなことでございますが、今のところ、現状はご承知のとおり1万円での返礼品、市外・市内区別なくの方法をとっております。

先ほど申しましたとおり、幸いにも市外が99パーセントということなので、返礼品については、市外でも市内でもこのまま続けていこうかと考えています。

それから、金額の増額につきましては、今現在物品を返礼品として贈呈している形になっておりますが、これからは体験型のものですか、あるいはもう少しこの金額を上げた中で、八街市の魅力を発信できるような内容がもし組み込めるものがあれば、今多少考えていないわけではないのですが、これから少し勉強させていただいて、あとは、これを出していただける方との関係もございますから、その辺も十分協議した中で決めていこうかと考えています。

○石井孝昭君

極端な話でいうと定住安定策の話になりますけれど、ふるさと納税してもらったら、例えば市民農園付の500万円とか1千万の家を与えるとか、500万円の寄附で家1棟とか、これもあり得ない話ではないんですよ。

先ほど申し上げたとおり、ほかの自治体では、自分のところに納税したら、自分のところ

の供給しているものをもらえない市もあるのですけれど、本市の場合は、99パーセントの残りの1パーセント方はもらっているみたいですが、本市の方が本市に寄附していただくのも可能ですし、そのような大胆な発想も一定の効果があるかなと思いますので、これからも、国の施策に合致した魅力ある街づくりに努めていただければと思います。

○議長（小高良則君）

会議中ですが、ここで10分間休憩します。

(休憩 午後 2時12分)

(再開 午後 2時21分)

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

足早に質問させていただきたいと思っております。

要旨3、市民サービス。市バスの運営状況と今後の活用についてご質問いたします。

市バスは、市内の行事はもとよりさまざまな団体や市民の手足としてとても重要な公共交通機関であります。特に、市内児童・生徒における学校行事には欠かせなく有効利用されていると感じております。

そこでお聞きいたします。市バスの運営状況と今後の活用について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市所有バスの過去3年間の運行状況でございますが、稼働日数につきましては、平成25年度が89日、平成26年度が87日、平成27年度が81日となっております。また、運行内容につきましては、小・中学校の各種行事の送迎、校外学習、高齢者学級の施設見学等が主なものであります。

市所有バスにつきましては、ドライバーの定年退職、車両の老朽化、車両維持費、稼働日数等々さまざまな検討をした結果、今年度末をもって廃止する方向で考えております。

○石井孝昭君

市バスを廃止するということの答弁でありました。

バスの利用は、学校関係で非常に多いということですが、特に今年度、また来年度も多数の予定をしていると協議委員会からお聞きをしております。その廃止というご答弁ですけれども、今のところ、来年度は市バス利用者、また学校等にどのような対応をとっていくのか。また、例えば委託をとるのか、人とバスを委託するのか、各部署ごとに対応していくのか、どのような対応をしていくのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○財政課長（會嶋禎人君）

来年度につきましては、今のところ各担当での対応ということで、予算の要求は伝えてご

ございます。

○石井孝昭君

バスも人ごとということで、各担当ごとにとということですね。

やはり、市民の手足、特に学校関係では、二州小学校がありますけれど、分校もあって二州は本校と分校でよく利用しています。ですから、そこに問題というか、そごがないように、これからも教育委員会を含めて、教育長、次長もいらっしゃるので、ご答弁の要求は差し控えますけれども、適切な細かな対応をよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

質問要旨4、教育問題についてご質問いたします。

①給食センターの運営状況についてご質問いたします。

第一調理場は小学校9校、第二調理場は中学校4校分の調理されておりますけれども、運営状況についてお願いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

給食センターの運営状況でございますが、平成27年度決算におきましては、歳出予算現額6億388万4千円に対しまして、支出済額5億8千322万266円、不用額2千66万3千734円で、執行率は96.6パーセントとなっております。

次に、平成28年度予算におきましては、歳出予算現額6億1千575万1千円となっており、平成27年度と比較しますと1千186万7千円の増額となっております。

なお、給食センターについては、小学校9校分、約3千500食の給食を調理している第一調理場と、中学校4校分、約2千100食を調理している第二調理場がございます。どちらの調理場も経年による老朽化が進んでおりますが、平成27年度には、懸案事項でありました雨漏り対策として、第一調理場の屋上全面の防水改修工事を実施いたしました。本年度は第二調理場の高圧気中開閉器取替工事を実施予定でおります。

今後も、優先順位を考慮して、老朽化した設備等の計画的な改修と適切な維持管理を実施し、安全で安心な給食運営を図ってまいりたいと考えております。

また、第一調理場については、平成20年度より調理業務を民間委託しておりますが、第二調理場についても、この2学期より調理業務の民間委託をいたしました。受注者は、第一調理場と同様で（株）東洋食品となり、委託期間は平成28年8月1日から平成29年7月31日までとなっており、平成29年8月以降は両調理場を一括して民間委託をする予定であります。

○石井孝昭君

今、教育長の答弁で、第一、第二とも同じ民間会社ということで委託されているのですが、私は利点と欠点があるというふうに思います。一定の質問をさせていただきますけれども、例えば何か不測の事態、あり得ない、あつてはいけないのですけれども、食中毒等を起こした場合に、業者は業務停止処分となりますので、今の現状では同じ業者なので、第一、第二とも業務停止になる可能性が高いと。これらの面からもその影響があるというふうに思

いますけれど、来年、今一括で検討ということで答弁がありましたけれども、できれば不測の事態に対応できる分離して発注した方が、私は担保とりやすいのかなと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

給食センターの委託を1社にまとめた場合ですが、管理事務等の業務の効率性並びに従業員の相互協力などのメリットがございます。また、同一の委託業者に小・中2つを処理場を一括して委託した場合、仮に1つの調理場で食品事故が発生しまして、営業停止等の処分になった場合ですが、調理場、調理従事者、調理工程、献立等が異なっている場合には、特に問題がないとされております。

しかし、不測の事態になった場合に、小・中学校全校に影響が出ることも懸念されますので、契約に際しましては、十分検討した上で決定したいと考えております。

○石井孝昭君

次の問題に移ります。給食費の徴収の現状と未納者への対応について、今の現状についてご質問させていただきます。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成27年度決算における現年度分の収納状況としては、調定額2億9千224万3千120円で、収入済額2億8千281万2千197円、未納額は943万923円で、収納率は96.77パーセントでございました。

なお、平成27年度と平成26年度を比較しますと、調定額は1千57万2千444円の減額、収入済額は1千41万2千564円の減額、未納額は15万9千880円の減額となりました。収納率は0.06ポイント低下しましたが、未納者数は27人の減となりました。

また、未納者への対応といたしましては、電話や文書による督促、滞納整理、学校を通じた納付の呼びかけや児童手当からの天引き等、さらに悪質な未納者には法的措置を実施しておりますが、これからも、学校との連携の強化や、臨戸による生活実態の把握など、さまざまな未納対策を実施することにより、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

さらに、学校給食の意義、役割を保護者の皆さんに、より理解していただくとともに、給食費の使われ方についても広く周知してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

細かな質問は時間がないので、次に移らせていただきたいと思います。

質問要旨（2）食育教育についてご質問いたします。

平成17年7月15日に食育基本法が成立されております。その中で、子ども・子育て支援ということで3つの柱の中で食育が推進されております。

各小・中学校における食育教育の現状と活動状況について、ご質問いたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

食育については、各学校において、食に関する指導の全体計画、各学年の年間指導計画を定め、心身の成長や健康の保持・増進の上で望ましい栄養の摂り方を理解したり、食物の品質及び安全性等について自ら判断したりすることができるよう指導しております。

具体的には、各学校から委託を受けた栄養士が学校に出向き、各学年の発達段階に応じた内容で授業を行ったり、給食の時間で配膳や片付けの仕方や食事のマナーを指導したりしております。

また、各教科の中で、発達段階に合わせてさまざまな野菜を育て、収穫する活動を行うことで、食べ物を大切にしたり、食べ物に感謝する心を育てております。主に学校内の畑にて育てていますが、学校の地域の特性に合わせて、農家の方を畑の先生としてお招きし、一緒に世話をしたり収穫したりしております。

○石井孝昭君

最後の質問に移ります。食育による幼・小・中・高連携についてご質問いたします。

具体的な取り組みについて、ご答弁、お願いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

異年齢間の交流は情操教育を行う上で大切なことと考えております。学校間を越えた取り組みについては、今後、各学校間で教育課程と学校行事とを照らし合わせながら検討してまいります。

○石井孝昭君

最後のお話ですけれど、食育ということは、とても重要だというふうに認識しておりますし、八街は幼・小・中・高の連携の中で、全国的に珍しい食育をテーマにしたモデル的な取り組みができないかというふうに認識をしております。

地域のつながりがある八街、また思いやり、いたわり、育む精神の涵養にもつながるといふふうに理解をしております。特に食育教育は、地域の各学校で、それぞれの農協青年部なり地域の畑の先生が取り組んでおりますので、今後、幼・小・中・高とは言わないのですけども、できれば小・中の連携をモデル的に中学校単位で考えていただけないかというふうに要望したいというふうに思います。

八街市内に住んでいる児童・生徒が、食育によりさらに心身ともに成長されることを心から願い、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小高良則君）

以上で誠和会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、林修三議員の個人質問を許します。

○林 修三君

誠和会の林修三です。教育環境問題、活力あふれる八街の街づくり、道路環境の整備等について、これから順次質問させていただきます。空論・検討するのではなく、市民にとって夢が実現されていく内容のお答えを期待して伺います。

質問事項の（１）活力あふれる教育環境の整備についてですが、八街市は児童・生徒をはじめとする教育振興のため、教育委員会中心に市を挙げて精力的に取り組んでいただいております。幼・小・中・高連携教育や生涯学習の振興は確実に一步一步成果を上げていることが、前に配布されました教育委員会の「事務事業点検評価報告書」あるいは「平成２８年のやちまたの教育」、この冊子からもその一端がわかります。

しかしながら、一方で課題も見えてきます。ご存じのように教育の振興は「ローマは一日にしてならず」のことわざどおり、遅々とした歩みによる集大成の結果による成果を上げていくものです。そういう意味合いから、これからお尋ねすることにつきまして、改革していくことも含めてお答えいただければと思います。

まず、学力向上を目指した具体策についてですが、①の学力テストの現状と課題についてお尋ねいたしますけれども、学力テストの現状については、これまで林政男議員、角麻子議員からも質問がありましたので割愛させていただきます、課題についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

課題として、基礎学力と応用力両面の向上が挙げられることから、授業改善による「わかる授業」の創造が重要と考えております。

教育委員会といたしましては、授業改善のため、市教育センター指定による中学校区ごとの授業研究の実施に取り組んでいます。

また、新たな取り組みとして、中学校校長会と協力しながら、「八街市学力向上調査」を実施しています。この調査は、前年度の学習内容で作成されており、理解度を調査・分析することで、児童・生徒のつまずきを早期に発見することに適しております。つまずきに合わせた補助教材を繰り返し学習することで学力向上につなげることも期待できます。

また、中学校の結果を小学校と共有することで、小学校の重点が明確になり、小学校の授業改善にも効果があると期待しています。

今後も全国学力・学習状況調査の結果を分析し、より効果的な方策を検討してまいります。

○林 修三君

学力テストについては、さっき言ったように、現状、この間、２人の議員の答えが出てきましたけれども、今八街市では、そのほかに県学力テスト、市独自の学力テスト、国で行っている３つのパターンがあるわけですが、３つを比較したときの傾向というのは、どのようになっていますか。

○教育長（加曾利佳信君）

学力テストは３つ実施しております。全国学力状況調査、そして県の学力テスト、そして市で行っております学力調査でございます。この傾向については、児童・生徒の結果についての状況というのは、ほぼ同じ傾向でございます。

○林 修三君

テストの結果が全てではないわけで、ただ、その結果を受けて、教育委員会とか各学校で

は、それをどう対応していくための資料になっていくべきだと思うんですね。ですから、あまり結果にこだわることはないと思いますが、でも、やっぱり高めていく必要はあるかなというふうに思います。

先ほど、答弁の中で、学力を高めていくための「わかる授業の改善」というのですかね。これは幼・小・中・高連携教育の三本柱がありました。その中の1つなんですね。幼・小・中・高連携教育は、もう10年以上、取り組んでからたつと思いますが、その三本柱の1つである「わかる授業の改善」をうたっていたのに、それが遅々として効果がないというような解釈をしていいのでしょうか。その辺はどう捉えられていますか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

今、議員の方からご指摘のように、幼・小・中・高連携の中には、連携6項目の実施、そして各学校、家庭、地域との連携、そして最後といたしましうか、先ほど議員がおっしゃった「わかる授業の展開」、これが3本柱で、そのわかる授業というのが、学校改善の視点がメインとなるのが学力向上を目指すところでございます。

で、その内容についてということでございますけれども、今、実際に連携教育をやる上で、授業改善の工夫、そして交換授業、一部の教科担任制、学年合同授業など、さまざまに授業の形態を変えて工夫して各学校では取り組んでおります。

その結果については、大きな目に見える進展はないのですが、昨日も答弁いたしましたように、非常に伸びている部分も少しずつ出始めてきていますので、教育というのはすぐに結果が出ないということでございますけれども、少しずつ少しずつ結果が出てきていると、私の方では判断しておりますので、今後も動向を見守っていきたいなと思っております。

なお、新しい取り組みとしまして、先ほども合同の調査を行うというのがありましたけれども、今度はコンピュータの入替時期に合わせてタブレットの導入を入れてみたら、どのように学力向上に結び付くかという研究も、これから進めようとしておりますので、その辺も改めて期待しているところでございます。

○林 修三君

では、「わかる授業の改善」という中で、遅々としていますが、それぞれ成果が出ているというように受け止めさせていただきます。

実は皆様に配付した資料がありますけれども、この資料を見ながら少し話をしたいのですが、その資料の真ん中の下なんですけれども、効果的な指導をしている学校の7つの特徴ということで、これは、学力を向上させていくために、非常に効果的な指導をしている学校の例なんですけれども、ここに書いてありますように、1つは家庭学習指導の充実、2つは実践的な教員研修、3つ目は小・中連携、4つ目は授業・学習指導の徹底、5つ目は学カテストの効果的活用、6つ目は基礎基本の定着重視と少人数指導、7つ目は放課後や夏休み中の補習ということで、述べております。

これを見たときに、八街市とそんなに変わらないんですよ。変わらないけれども、これか

らまた申し上げますけれど、この取り組みをしたことによって、学力が上がっているという結果が出ている学校があるのです。だから、八街市はやっているのになぜそう結果が出ないか、ちょっと私もそこは課題だなと思うんですけども。

特に、まず1つ目として、家庭学習の指導の充実というのを取り上げているのですけれども、この八街市でも、かつて「家庭学習の手引き」というものが出されて、それを中心に取り組みられたと思うんですが、これはその後どうなっているのかお伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

議員の方からいただきました資料の中、1番から7番まで学力の効果的な指導ということで記載されておりますが、私も同じ意見を持ちました。これを見まして、ほぼ八街市は全て取り組んでいるものでございます。

特に、私どもとしましても、1番の家庭学習の指導という面に非常に力を入れております。先般もお答えしましたように、学習に取り組む時間と学力向上というのは相関関係にあるというふうに思っておりますので、ぜひ家庭での指導も力を入れたいところでございます。

そこで、今議員からのご質問ですけれども、以前、「家庭学習の手引き」というのがあったというふうにお話がありましたけれど、今現在もでございます。そして平成28年度版を全学校で製作して、各家庭に配布をして、学校ではこういうふうにご指導しています。ご家庭でもこういう形でご協力願えれば、ご支援願えればという形で、その手引きというのは配布してございます。

○林 修三君

それでは、この効果を上げている学校の具体的なあれを申し上げていきたいと思うんですが、実は、11月12日の読売新聞に、見出しは「一人勉強の習慣づけ」、そしてサブは「学びの格差」ということの中の新聞を読んでいきますと、ちょっと読ませていただきます。

今年の春、青森市の市立中学校から第一志望の県立高校へ進学した男子生徒は、学習塾に通えなかった。40歳代の母親とアパートで二人暮らし。母親の月収は約10万円、高校受験の参考書は近所の高校生にもらったという。合格できたのは、中学校の先生や勉強を教えてくれた友達のおかげですと、この男子高校生は話している。通った中学校は、生活保護を受けるなど経済的に苦しい家庭の生徒が2割を占める。ひとり親の世帯も少なくない。

こちらのお茶の水女子大学の耳塚教授は、この研究グループが2013年に全国学力テストの結果を分析したところ、児童・生徒の正答率は、世帯の年収などが下がるにつれて低くなるという傾向が見られたが、男子生徒の中学校は、地域の状況から予想される水準よりも高い成績を上げた学校の1つだった。

この中学校で使われている取り組みの1つは、一人ひとりの生徒が家庭学習として続けている一人勉強ノートだと解釈しますが、この耳塚教授は、経済的に苦しい家庭などが多い地域で、児童・生徒の学力が比較的高かった学校には、家庭学習の丁寧な指導や放課後の補習、活発な教員研修といったこの7つの項目がほぼ当てはまっていると指摘しています。一つ一つは特別なものではないけれども、基本的なことを徹底し、効果を上げている。家庭環境格

差を教育格差につなげないためにも、学校指導は極めて重要だという記事が出ていました。

そこでちょっとあれなのは、いろいろ八街でも7つ取り組んでいるし、今の答弁の中にも、「家庭学習の手引き」等もあるというお答えなんですが、幼・小・中・高連携教育を全体を見たときに、10年以上たって、それでやや学校間格差が見られてきているように思うんですよ。いまいちど、教育長、幼・小・中・高連携教育は八街に本当に特色としてやるんだったら、学校間格差をなくしていくような、そういった取り組みをぜひお願いしたいなということを、私これはお願いです。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、次に入っていきます。

八街中学校区で行っている二期制の成果と課題及び今後の対応についてお伺ひいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成27年度から、学期末の短縮日課を減らし、児童・生徒と教職員が接する時間を多くすることで、個々の生徒指導上の問題解決及び学力向上につなげることを目的とし、八街中学校、八街東小学校、八街北小学校で3学期2期制を始めました。

各校とも、授業時数が増えたことにより、学力向上につながると期待しております。また、学力向上の成果と課題については、市教育センターの指定となっている「学び合い」の研究の中でも検証を進めていきたいと考えています。児童・生徒とともに過ごす時間も増え、さらに、児童・生徒に寄り添った指導ができるようになりました。

平成28年10月に実施した保護者へのアンケートでは、3校の差異はあるものの肯定的評価は70パーセントから80パーセントでした。特に、「授業時数の確保」や「夏季休業中の補習」などの項目は、およそ90パーセントの評価でした。

八街中学校区の3学期2期制は今年度で2年目でありますので、教育委員会といたしましては、各校の成果と課題の報告を受け、本市の3学期2期制の意義について研究してまいりたいと思います。

○林 修三君

この2期制については、一時全国でも結構取り入れられて学校がありました。ただ、その後3学期制に戻っているところもあります。八街中学校区で行っているのは3年間の試行中ですから、その報告をしっかりと受け止め、そして、その後、八街市全体としてこの後どうしていくのか、そしてそれが学力向上とどうつながっているのか、その研究、方向付けを十分に吟味し、今後取り組んでいただきたいと、このように考えます。

次に、教育センターの改革について、その考えをお伺ひいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

市教育センターは、「八街市の教育を推進するために、市全体の研究体制を確立し、教職員の研修を中心として、幼児・児童・生徒の望ましい成長をめざし、教育の諸問題について調査研究を行う」ことを目的としております。

その構成員は、所長が学校教育課長で、運営委員としましては、各校から校長と他1名の計2名、市立幼稚園につきましては、園長と教頭の代表が1名であり、事務局は学校教育課です。

運営委員会では、年2回の運営委員会議と教育計画部、研修部、調査部、それぞれが各1回の会議を開いて、活動内容を決定し、研修計画の立案や千葉県標準学力検査の調査、分析などを行っています。

このように、本市の学力向上に向け市教育センターの資する役割は重要と考えます。しかしながら、専任の職員を設置している他市の教育センターと違い、所長をはじめ市教育センター指導主事が学校教育課との兼務のため、センターにおける事業を専任として進められていないことが課題として挙げられています。

今後は、専任の職員を要望するとともに、現在の市教育支援センターの職員もあわせた組織の見直しを進めてまいります。

○林 修三君

八街市のいろんな教育課題が学力向上を含めてある中で、そのキーポイントは、私は教育センターだと思うんですよ。教育センターがあって、今、学力テストの分析等をしているというお答えがありましたすけれど、本当にやったらそんなものではできないです。専門の職員を貼り付けて、そして1年かけて分析していかなければその結果は出ません。その対応をどうしていくんだということも、専門に取り組まなければ出ることではないんですよ。それを、今は指導主事さんにご苦勞をかけています。でも本分ではないですよ。それに校長会、教頭会が一緒になってやっています。どっちも本分があるんですよ。これに取り組むんだったら本分は外れるんですよ。でも、八街は教育会館があるのです。だったら教育センターを何とかせにゃいかんと、私は思います。

そういうことから考えると、八街は幸いなことに、やめられた先生方とか結構多いですよ。そういった先生をうまく活用、うまく言うてはいけないけれども、ぜひ力をかしていただいて、八街の現状はこうなんだと、だからぜひ教育センターの中でお願いしますというようにことにして、そこで、そういうようなことを取り組んで、市の教育委員会と一緒に共同研究していったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。教育委員会として考えている教育センターの形ができ上がるまでには、専任の指導主事等の人的整備をはじめ何年かかかるかと思っております。それまでの途中段階では、現在学校教育課の指導主事が兼任で行っている内容について、全て専任職員に任せることができませんので、共同体制で進めていくことになるかと考えております。

また、組織体制ができ上がった後でも、教育センター、学校教育課、それぞれの事業内容を充実させるとともに、互いの情報等を共有しながら進めていくことが大切であると考えております。

○林 修三君

重ねて、教育センターのあり方をもう一度よくご検討されて、教育センターから八街の教育課題が解決していくことを発信していくようなセンターであることを、ぜひ望みたいと思います。

次に、不登校児童の現状と打開策についてですけれども、過日、丸山議員、木村議員等の質問の中で、不登校児童の現状については伺いました。時間も、5時までには時間がありませんので、その打開策をちょっと教えていただけませんか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市では、不登校児童・生徒の居場所として市教育支援センター「ナチュラル」を設置しております。また、各中学校に校内適応指導教室を設置し、学校教育補助教員を1名配置しております。さらに、本年度より不登校に対する早期対応の目的から八街東小学校に校内適応指導教室を開設いたしました。学校教育補助教員は、校内適応指導教室の運営ばかりでなく、不登校生徒に関する登校支援、スクールカウンセラー・養護教諭・担任との連携も行っております。

そのほかには、訪問担当の学校教育相談員2名が学校や関係部局と連携し、不登校児童・生徒の家庭訪問を行い、登校刺激や本人及び保護者の支援をしております。

また、早期発見の意味から教育相談の充実が重要と考えます。そこで、市のカウンセラーは通常の相談業務に加え小学校において巡回相談を行っております。平成27年度から市教育支援センターで電話相談も実施しております。

現在は、これら多様な支援方法から、個々のケースに即した適切な方法を選択し、必要に応じて不登校対策の県費負担教職員を要望するなど、千葉県教育委員会とも連携を図っております。

今後も、このような不登校の児童生徒に対して、一人ひとりのケースに即して、丁寧に対応してまいります。

○林 修三君

不登校問題は大変難しい問題で、不登校の子どもにはいろんな背景があつて、学校に来なかつたり、あるいは家庭的な問題とかいろいろあると思いますけれども、ぜひ、今答弁いただいたことにつきまして、地道にそして継続的にこれからもやっていってほしいなど。特に八街の場合は、先生方の構成が非常に若返ってきています。若い先生方の悩みが非常に多いのではないかと。実は不登校の子どもを抱えたクラス担任は、どうしていいんだろうかとわからない先生が結構いると思うんです。ですから、一人で悩まず、必ず二人でペアを組むとか、あるいは不登校児童が多い学校がデータの的に出たら、その学校に教育委員会としてもアドバイス、助言をしていくというような体制をとっていただかないと、なかなか解決していかないのかなというように思います。大変難しいけれども、これからも継続的に取り組んでほしい。

そこで、今回はそれ以上突っ込まないで、不登校問題を角度を変えて家庭教育に少し視点

を当てたときに、今、家庭教育、実際にその充実に向けた取り組みは、どのようにされているのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市の家庭教育につきましては、市立の幼・小・中学校に各1学級ずつ家庭教育学級を開設、家庭教育の重要性を認識していただくための家庭教育講演会の開催、家庭教育に関する相談を受け付ける家庭教育相談などを行っております。

また、家庭教育学級や家庭教育講演会に参加できない方にも情報提供ができるように、家庭教育支援のためのリーフレットや家庭教育だよりを発行しております。

今後は、社会教育課と学校教育課との連携会議を充実させ、今以上に情報の共有化を図ってまいります。また、家庭教育学級や学校行事の際に学校で家庭教育相談ができるように、学校とも連携した取り組みを予定しております。

そのほかに、家庭教育の基本となる挨拶がしっかりできるように、家庭教育だよりを通して周知するほかに、青少年健全育成推進のため組織された「八街っ子サポート連絡協議会」と連携し、地域ぐるみでの「あいさつ運動」を推進してまいります。

○林 修三君

今お答えいただいた家庭教育充実のために、毎年家庭教育学級の振興とかいろいろ取り組んでいただいております。今お答えで伺ったときに、その中で、大事なことが3つあったかなと思うんですね。

たしか、社会教育課と学校教育課との情報の共有化と、家庭教育相談ができるように学校と連携した取り組み、それから挨拶ですか。では、この1つずつについて少し具体的にもう一度ちょっと質問させてください。

まず、社会教育課と学校教育課との情報の共有化について、お願いします。

○教育長（加曾利佳信君）

社会教育課と学校教育課の連携でございますけれども、家庭教育のさまざまな行事の中で、共通した目的をもった事業が結構多くあります。それを学校教育課と社会教育課の方で、改めて連携して会議をして、情報を共有化しながらより充実した講演会ないし教室をもちたいなと思っております。目標を改めて洗い出しをして、共通な部分に関しては、互いに情報共有をするということです。

○林 修三君

子ども、生徒指導のことと考えたときに、この課題として、もちろん学校における友達関係やいろんな課題がそこにあって、問題が発生してくるのですけれど、ただ、親のあり方がかなり大きなウエートを占めるんですね。家庭教育の充実を、私はここで何で結び付けているのかというと、子どもたちが生活する基盤である家庭教育がしっかりしてくれば、しているのですけれども、もっとしてくれば、さっきの学力向上ともつながっていくと考えているからここで尋ねするのですが、やっぱり学校教育課だけでそれを、学力向上だ、不登校だな

んで全部抱えてしまうと、厳しい状況がある。

そこで、社会教育課で行っている家庭教育充実等についても情報を共有化して、そしてお互いに、どうしよう、こうしよう、うちの方ではこうしてみますよ、社会教育課ではこうしてみますというような対応をしていってほしいなということで、ここでお尋ねしています。

2つ目の、これは大変いいなと思ったのは、家庭教育相談ができるよう学校と連携した取り組みについてやるということなんですが、具体的をお願いします。

○教育次長（村山のり子君）

ただいま家庭教育相談というものを電話等で主に行っておりますけれども、今後は、学校等の行事の際に、お母さん方から気軽に相談していただけるように、相談員や指導員の方が学校に出向いてそのチャンスを待つというか、受け入れをするというような形をとっていかうと思っております。

○林 修三君

これは大変私はいいいことだなと。つまり、待っているのではないですよ。学校へ出かけて行くんですね。学校へ出かけていって、家庭教育指導員が保護者と一緒になって、話を聞いてあげたり、あるいはこちらからアドバイスしたいなということだと思います。ぜひ、それは進めてほしい。ただ、初めはかなりちょっと抵抗があると思うんですよ。保護者の方からはね。ですから、その辺は気軽に、家庭教育指導員とレクをやったり外で遊んだりしながら、ぜひ家庭教育指導員に対してコミュニケーションができるような環境づくりをしていただいて、お願いしたいなと。現在、家庭教育指導員は1名いらっしゃいますので、林ヨシコ先生頑張っていられるのですけれども、ぜひその辺、来年度は期待したいなというように思います。

それから、挨拶についてなんですけれど、「あいさつ運動」、これは大変大切なことなんですけど、もう一回、その辺を具体的にお願いします。

○教育長（加曾利佳信君）

先ほどの答弁の中に、「あいさつ運動」を推進していきますというふうにお答えをしました。それを具体的に申しますと、「八街っこサポート連絡協議会」という組織がございます。今まではそこを通して挨拶運動が充実するよう努めておりましたけれど、今度は、各単Pの活動に対しても、積極的にこれから挨拶の方を呼びかけていきたいと思っております。

ちょっとこの話題とはそれなのかもしれませんが、先日のニュースの方で、大阪だったでしょうか、マンションの中で挨拶をしないようにしましょうというふうに、自治会の方で決めたマンションがあるように聞いております。私たち八街市はそれとは全く逆で、挨拶することで安全を守りましょう、コミュニケーションをとりましょうというふうに、そういう態度でありますので、今後とも「八街っこサポート連絡協議会」そして各単Pに、強く挨拶をするようにみんなに指導していきましょうということを勧めていきたいと思っております。

○林 修三君

せっかく幼・小・中・高連携教育の6項目の中に、挨拶運動というのは出ているわけです

から、それをぜひ進めていってほしいということと、それから、前に国が行った「早寝早起き朝ご飯」、これを運動体として展開していったら、その結果、学力向上にも影響を及ぼしているというふうに結果が出ていますよね。

それと同じように、私はこの「あいさつ運動」も、運動体として八街市全体で取り組んでいったときに、絶対効果が出るはずですよ。八街市の運動体ですよ。全体の中で「あいさつ運動」ができるように、ぜひいろんな団体に図ったりして、なにも、子どもと学校の先生だけが挨拶していればいいわけではないんですよ。おじさんとかおばさんとかに声をかけて、子どもたちが気楽に挨拶していけるような環境をつくってほしいというようなことを、お願いしたいと思います。

次に、6番目の小学校の午前中を重点化した教育課程編成について、突拍子もないことを聞きますけれども、ある新聞に、鳥取市のある小学校での取り組みがあつて、八街市にどうだろうなと思ったのでお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

ご質問の小学校午前中の教育課程編成ですが、午前中に5時間の教科学習を位置付けることで、午前中の集中力の持続や午後の教材研究のための時間確保などをメリットとして、国内で幾つかの学校で取り組まれております。

その反面、45分授業を5時間分確保するため、午前中の休憩時間の確保や業前、業間活動の確保などに無理が生ずるため、現在、各校で実施している教育課程の創意工夫が行いづらいなどのデメリットもあります。

今後、工夫した教育課程編成について、実践校の例を参考に研究してまいります。

○林 修三君

皆さんのところにも、この午前中の教育課程について配付しましたがけれど、確かにこれを見ると給食が12時半から1時15分ということで、そういった問題が出ています。ただ、やった結果、この教育課程では集中力が非常に高まった。教員の多忙感も解消するという結果も出ているんですね。ですから、八街の中で例えば教育委員会知っている中ですぐとは言いませんが、1、2年後で結構ですけれども、例えばどこか1つぐらい小学校を指定して取り組んでみて、やっぱりだめだなということではしようがないんだろうけれども、やらないで、メリット、デメリットだけではちょっとどうかなと思いますので、その辺の研究をぜひお願いしたいなというように思います。

とにかく、それは八街の学力向上を高めていくためにいい方法がないかと、いろんなことを模索していかなければいけないのかなとこういう意味合いから、私は、今回「わかる授業」についてとか、家庭学習の勧め、それから教育センターの改革、家庭教育相談員の活用、それから不登校問題、それから教育課程の問題等、いろいろなことを私は申し上げましたけれど、これは一重に、八街っ子が学力向上し、学校が楽しいとなるような願いを込めてのことですので、取り組みをひとつよろしくお願いしたいと思います。

では、次に（４）活力あふれるまちづくり、来てみたくなる八街の街づくりについてに入ります。

先般、産業まつりが行われて、多くの来客が訪れ、賑わいのあるイベントとなりました。関わった皆さん大変ご苦労さまでした。今年の顔ぶれはいかがだったのでしょうか。私が見た目には、いや、去年より少し違った顔があったなと感じます。

また、産業まつりへの問い合わせなどはなかったのかどうか、ちょっとその辺も、窓口はどうだったのか、少し気になるところであります。

話は少し変わるのですが、今年も11月5日、6日の2日間にわたって、八街の秋の大祭が行われました。とりわけ、目玉となる人気があるのは、八街市役所での「競演」であります。ここではたくさんの方が集まり賑わっておりました。いまや慣例化し、訪れる皆さんも毎年それを楽しみにされているようです。この輪が、私がいつも言うように、八街ではなく、隣の市町村を超えて関東全般に広がっていけばいいな、などと思っています。

今年は、たまたまインターネットを見て八街の大祭に訪れた中国水原市役所観光課の人たちが、観光バスを借りて、成田から祭り競演の場所近くに、そのバスを駐車したいんだけどしたらいいだろうという問い合わせが、私の知っている人であって、その人が困っていたので、私も相談されて、困ったなと思いながら、すぐに八街中学校の先生に連絡をとって、そうしたら八街中学校の先生が、ここの奥に止めていただいて結構ですというようなことになって、一件は落ち着いたのですけれども。

やはり、これからは国際化の時代にも入りますし、いろんな対応がその中で考えられてくるのですけれども、そこでちょっとお尋ねしますけれども、八街市の観光についての問い合わせ先はどうなっているのでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

観光パンフレットなどの資料請求や観光に関する各種問い合わせにつきましては、現在、主に商工課で対応しているところであります。また、市民団体が開催している各種イベント等に関する問い合わせの場合には、必要に応じてイベント等の主催団体名及び連絡先などを紹介しております

○林 修三君

実際に商工課、八街市が中心になっているイベント等については、商工課が窓口なんだというお答えですけれども、現在の商工課職員の対応で十分なのかどうか、ちょっとお伺いします。

○経済環境部長（江澤利典君）

現在の商工課の職員の人員ということでございますけれども、課長を含め6人でございます。年間に土日も含めて60日から70日以上を、本市の特産の落花生や新鮮野菜などのPRに努めているところでございます。

また、平成27年度からは、農業体験ツアーにも取り組んでいるということで、商工課が

所掌する事務は年々増加しているというふうに認識しているところでございます。

○林 修三君

これから八街の商業の発展を考えていったときに、議員の皆さんからも出ているように、八街の商工課の予算は非常に少ないなというように思います。やっぱり、農工商の発展を考えたら、商業に対してもっともっと予算を組んでいくべきだと、そういうことを申し上げたのは、職員の対応についても、ぜひここは専門の職員を置くべきだと思うんですよ。その辺はいかがですか。

○経済環境部長（江澤利典君）

先ほどご答弁しましたように、商工課の職員は課長を含め6名ということで、専門の職員をということでございますけれども、なかなか今回のご質問のとおりでありますけれども、職員の適正な定員管理とかそういうものもいろいろございますので、これらを踏まえ、引き続き人事担当の方とも折衝していきたいということで考えているところでございます。

○林 修三君

部長は、今適正な人員配置というようなことのお答えがありましたけれども、私が思うには、2020年のオリンピック、ありますよね。ここまでが八街市の勝負のときなんですよ。外へ訴えかけていくとき、八街の観光はこうだとか訴えかける勝負のとき、これから先はそんなにやらなくもいいというわけではないですけども、まずそこまでを、八街市はいかにして外から客を呼ぶか、あるいはオリンピックの方に目を向けていくかということが大事なんです。だから今言っているんですよ。もう一回お願いします。

○経済環境部長（江澤利典君）

林修三議員のおっしゃるとおり、オリンピックというのは2020年にでございます。そうした中で、八街市といたしましては基幹産業は農業ということで掲げておりますので、その辺も踏まえて、観光案内等々も検討して、充実した八街市の案内になるよう努力していきたいというふうに考えております。

○林 修三君

ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、八街市観光協会の設置についてはどう考えているのか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

観光協会を発足させるためには、八街商工会議所が中心となっていただく必要があると認識しております。

また、お隣の富里市では、富里市商工会が主体となって本年8月に観光協会が発足したところであります。

このため、本市におきましても八街商工会議所との協働で検討してまいりたいと考えており、まずは、勉強のため八街商工会議所と一緒に富里市観光協会に行きまして、発足までの経緯などを聞いてくる予定でございます。

○林 修三君

今、少し残念に思ったのは、隣の八街市に先を越されたのは残念ですね。富里市です、ごめんなさい。残念な思いでちょっと興奮してしまいましたけども。富里市にはあらゆる面でちょっと、何かわからないけど、先を越されている。もう八街市もそろそろ大きなところへ、富里に負けないで発信して行ってほしいなというふうに思うんですが、それはさておいて、百聞は一見に如かずですから、ぜひ、ひとつ富里の様子を見ながら、八街市観光協会の立ち上げにうまく取り組んでいてもらいたいなど。

私は、どこかに出かけるときに、あまりよくわからないし、インターネットを開くのは得意ではないので観光協会に電話するのです。観光協会さんは親切に対応して、資料を送ってくれます。そうすると、その地域のよさとか、その街のハートが伝わってくるような気がするんですね。で、まちおこしとか特産物の売り込みとか観光化への取り組み、こういったことを関東周辺から集客していくんだということを考えていったときに、観光協会が必要不可欠なんですよ。

そこで再度伺いますが、この点について、副市長、いかがお考えでしょうか。

○副市長（松澤英雄君）

お答えいたします。

八街市は、落花生をはじめとした農産物の収穫体験等のグリーンツーリズムや、民間施設でございますがドギーズアイランドなどのペットツーリズム、各地域でのお祭り、文化財、落花生などの農産物、加工品などのお土産品など、さまざまな観光資源を有しておると思います。

観光客の誘致を推進するためには、観光や土産品の情報の発信、そして観光案内板や駐車場などの受け入れのための環境整備が重要であると思います。そして、その受け入れ環境整備の1つとして、その推進組織として観光協会の設置があると思います。

やはり、行政であれば公共性や中立性に配慮する必要があります。それで、事業内容によっては制限しなければならない状況もございますので、観光協会が行うのであれば、そのような例えば制限がない場合もございますので、観光協会の発足に際しましては、一般的に組織・運営等の課題等もでございますので、先ほど市長が答弁したとおり、関係団体あるいは県と連携を図りながら調査研究をし、その設置の検討を行っていくべきであると考えております。

○議長（小高良則君）

質問の途中ですが、会議を10分間休憩いたします。

(休憩 午後 3時21分)

(再開 午後 3時29分)

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き質問を許します。

○林 修三君

副市長、ありがとうございます。

ここで、さっき江澤部長にお伺いしたことと同じで、この観光協会をあんまり待ってられないんですよ。要するに、もう一回言いますよ、東京オリンピックという当面の大きな目標があるんですよ。その東京オリンピックに向けるために観光協会が欲しいのですけれども、これはどうですか、すぐ来年というわけにはいかないかもしれませんが、市長、なるべく早い時期に商工会議所といろいろと相談しながら、何とか早い実現はできませんでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁したところでございますけれども、商工会議所との協働でしっかり検討してまいりたいと思います。

○林 修三君

では、よろしくをお願いします。

急ぎます。農家レストランについてなんですけれども、これは私がさきの9月議会でも質問させていただいた内容です。これは意外と、私が質問したら、「ぜひ八街市にも欲しい」という人も多いんですよ。

この間は、「検討」ということだったので、そういう答弁をいただきましたけれども、ある人に、議員はだめだよと、「検討します」で、それで終わってしまっただめだよと。どんどん追跡して行ってほしいと。だから、この間は「検討」だったけど、「その次はどうなったの」、今回は、「その次はまたどうだったの」とやってくださいよと言われたので、ここであえてお尋ねします。

この農家レストランについて、前回もちょっと聞きましたけれども、国家戦略特区制度を全国の希望地域に拡大するということでありましたけれども、その後、これについて本市のアクション等がありますでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの成功に貢献するため、日本食での「おもてなし」などを通じて、日本のすばらしさを体感できるよう、訪日外国人の受入体制の整備を進めるとしております。

日本の食文化の普及を図る上で、国産の安全でおいしい農産物を活用した地域ならではの料理を提供するような、いわゆる農家レストランの展開は非常に重要であると認識をしているところでございます。

9月定例会の一般質問でもお答えをしておりますが、市内では、新規に就農された農業者が、直売所等を併設した農家レストランの開設に向けた動きや、新たに市内での大規模農業経営を展開する中で、農家レストランなどを含んだ構想をおもちの事業者もいらっしゃると伺っておりますので、市としてもできる範囲での支援をしてまいりたいと考えております。

○林 修三君

期待したいと思います。

実は、小山議員が、産業まつりの中で、ご当地グルメのコンテストに入った作品をもっと活用したらどうかということを行いました。私も全く同感なんです。あれも4回か5回になると思うんですけど、レシピは出ていまして、レシピだけではなくて、何かあれを活かす方法ということになると、例えばですけどこの農家レストランができたときに、その中でそれを売っていくと。私の頭の中でそういったものどんどん広がって、やがて八街の409号線の中に、例えば八街の里芋コロッケという旗がいっぱいいたなびいている、そういった街になればいいのになと思っっているのですけれども、ぜひ、この農家レストランについては前向きにご検討、取り組みをしていただきたい。

八街市は、今、観光農園、ドギーズアイランド、バイパス道路の西側一部共有化、榎戸駅橋上化、高速道路出口看板への八街名称の表示等、そしてまた三大祭り（夏祭り・秋の大祭・産業まつり）で定着してきています。こういったことがいろいろある中で、八街市はもうどんどん外から客を呼び、そして農家レストラン等があって、そこでおいしいものが食べられる。八街の野菜がおいしいということをどんどん啓発して行ってほしいなと思うあまり、もう一回今回は質問させていただきました。ぜひ、ひとつお願いしたいなと思います。

それから、道路行政についてなんですけれども、今回議案として出されています八街市の市認定道路は、これから議案として出されておりますし、あと、その他市道路の改修等も行っていただいています。まだまだ、でも拡張しなきゃいけないところとか、いろいろ改良しなきゃいけないところがあるのですけれども、この道路整備についての要望書の状況と、具体的な対応についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

道路に関する要望につきましては、各地区の区長及び学校関係等より要望書が提出されております。平成27年度の件数は、全体で342件ございます。そのうちの160件につきましては対応済みでございます。

平成27年度の要望件数には、平成26年度の台風等の影響が次年度へ引き続いたことにより、件数が大幅に増えている状況であり、その内容につきましても道路や河川の欠落等の規模の大きいものが多いために、年度内に処理ができないものが多くありました。また、平成28年度の10月末現在の件数では285件の要望がありまして、そのうち152件を処理している状況でございます。

軽微な補修等につきましては、早急に処理をしているところではございますが、専門業者による工事等、費用及び時間等が必要となるものについては、すぐに対応することが困難な案件もございますので、引き続き全体を精査しながら処理してまいりたいと考えております。

○林 修三君

要望書等がたくさん出されていて、100パーセントはとてでもないけど無理だということわかりますけれども、この出された要望書について、その後の事後務処理というか、

出したところにどんな対応をされているのか、ちょっとお伺いします。

○建設部長（河野政弘君）

どんな対応ということでございますけれども、各要望に対しまして、いろいろございますけれども、それが早急にできるような分については早目に対応しております。要はどんな対応といたしましても、要は修繕要望に対して的確な対応をできるだけするように行っております。

○林 修三君

要望書を出したところは、大変切実な問題として出しているわけで、その答えを待っています。できるできないは当然ありますので、そのお答えを、要するに誠意をもって、やっぱりちょっと無理なんだと、もうちょっと待ってくれないかとか、できるところがあったら、実はこういうふうにできることになりましたとか、そういった要望書を上げた市民、区に対しては、誠意をもって答えていってほしいと。それが信頼ある市行政の1つだと思いますので、ご努力いただきたいなというように思います。

今回、要望書の中には特になかったと聞いていますけれども、朝陽小学校の児童・生徒が交通事故に遭った場所、早速あそこにガードレールができました。これなんだな、できたなと思って、大変私はうれしく思いましたし、安堵をしました。朝陽小学校の子ども、事故に遭った子どもはその後元気になって、少しずつ回復しているということなので、大きな事故に至らなくてよかったなというように思います。

このガードレールができたということについては、印旛土木や市長、市といった、あるいはほかの機関にも積極的な働きかけもあって実現したんだというように聞いています。

八街は、まだまだ道路行政についてはたくさんやっていかななくてはいけないことが多くありますけれども、引き続いて印旛土木とか県とか関係機関に積極的に働きかけていただいて、安全安心な道路行政に努力いただきたいなということをお願いしたいと思います。

なお、あわせまして、最後に、今回の朝陽の子どもたちが事故に遭った場所につきましては、通学路の不備ということではないんですね。昨日も鈴木広美議員が申しておりましたし、それから今日も木村議員も申しておりました。運転手のドライブマナーなんですね。これが非常に、特に八街の狭い道路の中で、そういったドライバーのマナーが悪いと、いつ大きな事故に発展するかわからないんですね。

昨日もある仲間で話し合っていたら、これからは高齢者の事故が多くなると思うよ、なぜ、オートマチックが悪いのであると、私はマニュアルなんですよ。別に私のことを言ってみたくて言ったのではないのですが、オートマチックというのは右足、マニュアルというのは左手、もちろん右ハンドルですけども、左足、右足全部使う。だから、高齢者にはぴったりなんです。で、オートマチックというのは焦ると右と左足すぐにわからなくなります。だから、事故が起きるとわからなくなるのは、そういうことだと思います。

そういった意味で、ドライバーのマナー等についても強く、これから八街の交通安全のためにもはたらきかけなくてはいけないと思いますので、ぜひ区長さんを中心に関係機関、警

察等へ、その辺を十分に呼びかけていただきたいなということで、質問を終わります。ありがとうございます。

○市長（北村新司君）

最後に、林修三議員が先ほど各区長さんからの要望書ということで、河野建設部長がお答えいたしましたとおり、今後とも区長さんの要望につきましては、すぐにできていものは、いつ頃まで、丁寧な対応、努力に今後努めてまいりたいというふうに思います。

○林 修三君

わかりました。

○議長（小高良則君）

以上で誠和会、林修三議員の個人質問を終了します。

次に、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

山口孝弘でございます。一般質問、今議会の最後ということで、トリを務めさせていただきますので、最後まで皆様お付き合いをいただきまして、市長をはじめ執行部の皆様方におかれましては、明快なるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項1、これからの行政運営。

要旨（1）同一労働同一賃金の影響について質問をさせていただきます。

政府は、「同一労働同一賃金」の実現に向けて、労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の関連3法を一括で改正し、2019年度の施行を目指す方向を固めております。

同一労働同一賃金とは、その名のとおり、同じ量、同じ質の労働に対しては同じ額の賃金を払うべきとする仕組みであります。欧州をモデルに、非正規の処遇を改善し、賃金を正社員の8割程度に引き上げることを目指し、年内にガイドラインを策定し、来年の通常国会で、その根拠となる法整備を図りたいという考えであるというふうに伺っております。

仕事内容は同じなのに、ほかの人とはなぜ給料が違うのかという不満などがなくなる効果も期待できるもので、実際にイギリスでは、19世紀末に男女同一賃金の要求というのが労働組合で取り上げられ、既に協定化されております。

生産年齢人口が減少する中、安倍晋三政権の経済政策「アベノミクス」の成長戦略の1つに位置付けられているのが、この働き方改革でございます。市行政も同一労働同一賃金が施行されれば多少なりとも影響は受けるというふうに考えます。

そこで、①の同一労働同一賃金は人件費、民間委託、財政効果にどのように影響するのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

同一労働同一賃金につきましては、ガイドライン等が示されておらず、市においては、民間の給与水準が適正であるかどうかを判断する立場にはありませんが、同種分野で民間と市の事業が競合している場合において、それぞれが担っているサービス内容や責任の度合い

が必ずしも同一でないこと、また、職員の職種や職階、雇用形態や年齢構成などが異なることから、単純な給料比較は難しいものと考えております。

全く同じ業務内容・職責を担っているという前提に立てば、著しい給与格差は望ましいことではなく、今後における市民サービスの方向性を検証しながら、必要に応じて、運営主体や職員配置のあり方を見直すなど、効率的な事業実施体制の構築に努めてまいります。

その場合は、「第2次八街市行財政改革プラン」にも掲載しているとおり、該当する事業の費用対効果を検証し、経費節減やサービスの維持・向上が図れるものにつきましては、積極的に民間委託等を導入し、推進していくことになるものと考えております。

○山口孝弘君

確かに市長のおっしゃるとおりで、生産年齢人口が必然的に減少していきます。すなわち税収が減少する可能性が高いというわけでありますから、サービスの維持、向上を図るために各事業の費用対効果をしっかりとして見て、経費節減、民間委託などを導入するしかないとは今考えます。

しかしながら、経費節減、民間委託もいずれ限界が来るのではないかとこのように私は考えております。その点についてはいかがか、お伺いをいたします。

○総務部長（武井義行君）

民間委託によりまして、市の人件費削減、これは図られることになろうかと思えます。しかし、今後、今お話にありましたように、賃金格差が少なくなれば、徐々にその効果という点では限界が来ることが予想されております。当然、民間委託が増えることによりまして、職員数は減となりますので、その効果が少なくなった時点におきまして、また内部処理に戻さなければいけないとか、そういったまた議論も出てくるということも考えられます。

その際には、現在も事務処理につきましては、またデータ管理等につきましては、コンピュータによる管理というのをやっておりますけれども、さらに高性能な機器等を導入することにつきましても検討していかなければならないというふうに考えております。

○山口孝弘君

確かに、職員数を民間委託等で削減し続けるというのは限界が来ると思えます。デフレ脱却には中産階級を増やすことが重要でありますから、民間との給料の差、または非正規社員との給料の差を財政効果とする人件費削減は、今後難しくなってくるだろうというふうに思っています。

ただし、近い将来、先ほどもコンピュータという話が出ましたが、AI、IoT活用によって、今後職員数は激減するだろうというふうに言われております。

そこで、要旨（2）のAI、IoT時代の行政を創る人材育成についてに入りたいと思います。

第4次産業革命と言われるものが到来しようとしております。AIやIoTによって時代は確実に変わる。人工知能が人間の能力を超えるシンギュラリティが2045年に起こると言われており、行政も大いに活用できるものだと感じております。

また、将来なくなるだろうという職種の1つに行政の事務職が入っておるとい話も伺っております。時代の変化に対応すべく、ITに強い人材育成をしておくべきだというふうに考えます。

そこで、①のITに強い人材は育てているのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在のところ、ITに強い人材を育成するというところで、情報技術に特化した専門的な研修等は行っていない状況でございます。

しかしながら、日常業務を行う上で必要と思われま「情報セキュリティーに関する研修」をシステム管理課が主催し、全職員を対象としまして平成24年度から毎年実施しているところでございます。この研修は、インターネット上において研修を行う「eラーニングによる研修」として、地方公共団体情報システム機構の支援を受けて実施しているものでありまして、最新のセキュリティー技術や個人情報の取り扱いに関する専門知識及びノウハウを有する人材を育成するために、実施しているところでございます。

研修の内容は、設定された期間内にインターネット上で、業務の合間や自宅のパソコンからでも受講することができるものでありまして、情報セキュリティーや個人情報保護、情報発信とモラルなど、全9コースから希望するコースを選択できるものでございます。

今後も、さらに情報技術が進む社会の中で、業務の遂行に支障が出ないよう、各種研修を通じて職員の人材育成に努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

わかりました。

ITに強い人材育成は今現在していないということではありますが、今現在、市職員の中でITに強い人材はいらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○総務部長（武井義行君）

これまで市ではIT関係に限定した形での職員採用というのは行っておりません。ということで、現状はITに強い人材がどのくらいいるかというのは把握できていない状況でありますけれども、強いて申し上げれば、システム管理課の職員等は比較的そういう面では強いのかなと思いますし、また若手職員の中にはそういったものを得意としている職員もあろうかと思っておりますので、今後、そういったことも情報として把握していかなければならないと考えております。

○山口孝弘君

本当にはっきり言えるのは、情報を制する者が今後は勝つ時代に入っていくだろうと、行政職も一緒だと思います。このAI、IoT時代は必ずやってきます。近い将来、この八街市の中でも、近い将来といっても10年ぐらいのスパンで入ってくるのではないかというふうに思います。ITに強い人材育成に特化した研修やその道に強い人材確保は、今後進めていくべきだろうというふうに私は感じております。ぜひとも、そのことを視野に入れて今

後対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、質問事項2、道路整備についてに入ります。

要旨(1)の安心安全を確保するための道路整備について質問いたします。

11月2日の朝、国道409号のイオン八街店交差点付近において、歩道を歩いて集団登校していた朝陽小学校の児童・生徒の列に、歩道を乗り越えてきたトラックが衝突し、4名の児童・生徒がけがをして、うち1名が重傷を負うという痛ましい事故が発生しました。心からお見舞いを申し上げるとともに、二度とこのような事故を起こしてほしくないと願うばかりであります。

ほかの議員も質問しておりますが、①国道409号の事故後の状況、整備についてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

去る11月2日早朝、通学時間帯に痛ましい事故が発生し、事故に遭われた関係者の方々に心よりお見舞いを申し上げます。

この事態を受けて、11月4日に、道路管理者であります県印旛土木事務所長をはじめ本市職員がすぐに現地を確認し、現状をもとに今後の方針を検討することといたしました。

また、11月10日には、警察署を中心に各関係機関と合同で現地診断及び意見交換をして、今後の対策等を検討しました。本市といたしましても、本件箇所を含めて市内全域の国・県道の安全施設等の設置について要望書を、11月22日に県印旛土木事務所長へ提出したところであります。

なお、県印旛土木事務所では、事故のあった箇所につきましては、12月1日にガードレールを設置していただきました。

今後も、各関係機関と連携を取りながら安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

早急な対応ありがとうございました。

この事故を受けて、ちょっと話に伺ったところではありますが、通学路の変更等の検討はされたのかなという話も伺いました。そのことについてはどのように伺っているのか、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。通学路につきましては、学校までの距離、それから歩道、信号等の設置を含めた交通安全面、街灯の設置状況、人通りの多さなどを鑑みた不審者等との遭遇による危険など、多くの視点から総合的に検討し、各学校が決定しております。

今回の事故発生箇所につきましては、これら多視点から検討をしてみたとき、ほかの道路に変更するよりも総合的に上位だと考えておりますので、通学路の変更は考えておりません。

今後とも、児童・生徒の安全確保に向けまして、関係各機関と連携してまいります。

○山口孝弘君

次の質問に参ります。長年の懸案事項でありました市道2-10、1-14、1-16号線の交差する大仙前の交差点整備についてであります。

この交差点は、事故が大変多い危険な交差点で、笹引小学校、八街南中学校の通学路になっていることもあり、早急な改善が求められております。しかしながら、過去2回、実施計画までいき、地権者との了承が得られず、あえなく休止となってしまいました。休止となつてから約6年がたったわけでございます。

そこで、②市道2-10、1-14、1-16号線の交差する大仙前の交差点整備と信号機設置について、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご質問の交差点は、通学路でもありますが、変形の交差点でもあることから、地元区からも改良の要望がある交差点であります。この交差点整備につきましては、事業の実施にあたり、用地交渉を隣接地権者と協議を行ってまいりましたが、調整がつかない状況でございますので、現在のところ交差点整備は休止しているところでございます。

また、信号機設置については、佐倉警察署を通じ県公安委員会に要望しているところでございます。

○山口孝弘君

先ほども申したわけですが、休止から6年がたちました。その休止になった際に、地元区であったり地域住民の方に説明会がありまして、それからの話し合いの中で5年は待つてくださいよという話を、市の担当者、市職員の方はおっしゃってございました。

現状の交差点の形状で、今信号機の設置の要望はしていると市長から答弁がございましたが、到底現状の形状で信号機が設置されるというふうに思わないんですね。県警との協議の上、例えば線を引き直すという新たな動きも必要であるのではないかというふうに考えますが、その点についてお伺いをいたします。

○建設部長（河野政弘君）

この交差点につきましては、先ほど市長から答弁がございましたように、なかなか地権者の方とお話し合いがつかないということの中で、休止の状態でございます。その後も、何らかの形での地権者との接触等はございますけれども、なかなかご協力がいただけない状況というのが、現在の状況でございます。

そうした中で、今ご質問がありましたような現状の中での信号機設置ですとか、そういうことにつきましては、いろいろな機会を設けて要望等を行ってまいりたいと思っております。

○山口孝弘君

今年に入ってから、この交差点では何度も事故を目撃しております。地元区としての悲願でありますので、どうか少しでも前進するように、担当課は地元区の要望をしっかりと伺って、前へ進むようにぜひともお願いをいたします。

次に、危険箇所解消についてに参ります。

何といたっても信号機の設置や歩道の整備など目に見える安全対策が必要でございます。そこで、③の新規信号機設置要望についてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

信号機の設置などの交通規制につきましては、千葉県公安委員会が、設置効果、緊急性、住民の要望等を考慮し、より必要性の高いものから設置を行っております。

市では、地域からのご要望を受け、以前から佐倉警察署を通じ千葉県公安委員会へ要望書を提出しております。今年度も他の交通規制とあわせ、6月21日に信号機の新設31カ所、既存信号機の仕様変更13カ所の要望書を提出しております。また、9月30日には、私が佐倉署に直接出向き、小菅署長へ再度、新設31カ所の要望書を提出したところでございます。

なお、要望箇所ではございませんが、バイパスの整備に伴いまして、バイパスに2カ所、バイパスが接続する国道409号に1カ所、信号機が新設されます。

今後も、悲惨な交通事故が1件でも減少できますように、信号機設置については継続的に要望してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

県警も、既存の信号機の改修などにより、新規の信号機設置の予算を減らしたという話も伺っております。悲惨な事故を1件でも減らすには、信号機設置というのは必ず必要なことでありますので、市も計画的に待機所などの確保を図っていただきまして、県警や地元選出山本義一県議と一致団結をして、1年に1つはぜひとも新規に信号機設置箇所ができるような要望を、ぜひとも続けていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお伺いをいたします。

次に、質問事項3、スポーツ施設整備について質問をいたします。

要旨（1）スポーツ施設整備についての考え方について。

スポーツ施設というと屋内、屋外の施設がありますが、今回は屋外施設のグラウンドに特化した質問をさせていただきます。

まずは、①の各グラウンドの管理についてはどのようにになっているのか、お伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、市で管理しております運動場は、中央、南部、北部、東部、西部のグラウンドと榎戸サッカー場の6施設であります。

施設管理につきましては、主な業務委託は、グラウンドの緑地保守や電気工作物、照明設備、浄化槽などの管理や点検を依頼しております。その他各グラウンドの利用者の皆さんが、整備や修繕など積極的にご協力をいただいている状況であります。

今後につきましては、各施設の施設整備を充実させるとともに、各利用団体などのご協力

をいただいて、グラウンドの管理を実施していきたいと考えております。

○山口孝弘君

次の質問の、②各グラウンドのネット、土、フェンス、椅子の補修について現状をお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

各グラウンドのネットや備品などの補修につきましては、担当職員や利用団体が補修できるものについては直営で行っております。平成28年度で直営で行った主なものは、南部グラウンドのトイレのドアの修繕、東部や北部グラウンドのベンチの補修などです。また、大規模修繕や補修につきましては業者に依頼しており、平成27、28年度で北部グラウンドのバックネットの修繕と、現在中央グラウンドの照明施設塗り替え工事を実施しております。

今後も、各施設を定期的に点検し、利用者の安全を最優先と考え、修繕など計画的に実施できるよう努力してまいりますとともに、各利用団体のご協力をいただきながら実施していきたいと考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございます。

北部グラウンドのバックネットの補修、そして照明施設の塗り替えなど大規模補修に関しては、本当にありがとうございます。多くの方から感謝の言葉をいただいているところでございますが、まだまだ老朽化している施設はありますので、老朽化しているネットやフェンス、その他もろもろ、大規模な補修が必要な箇所がございますので、できるだけ計画的に補修をしていただきたいというふうに思います。

また、維持管理の補修については、八街市のご協力のもと、中央グラウンドでは野球連盟やスポーツ少年団の皆さんが協力して、砂を入れたりピッチャーマウンドを作り直したり、側溝の清掃などをしてくれております。また、北部グラウンドにおきましては、シニアソフトであったりソフトボール連盟、スポーツ少年団の皆さんが協力して、ネットの補修や側溝の清掃、ベンチの補修をしてくださっております。東部グラウンドでも同様に、スポーツ少年団の皆さんが協力してグラウンドの砂入れ、ベンチ・ネットの補修をしてくれているというふうに話を伺っております。

各グラウンドは多くの団体の方に支えられて良好なグラウンドが保たれているというふうに思いますが、ひとつ、南部グラウンドに関しましては、正直、その整備が手つかずなのではないかというふうに感じております。グラウンドは特に生き物であるというふうに思いますので、1年に1回はしっかりと整備をしなければ、良好なグラウンドが保てないというふうに思います。

そこで、この南部グラウンドも、そういった団体の方々に協力をいただいて、市とともに整備をすべきであると考えますが、その点についてお伺いをいたします。

○教育次長（村山のり子君）

各グラウンドの利用者の皆様には、日頃から整備や修繕などに積極的にご協力をいただきまして、感謝申し上げます。

先ほどの教育長の答弁のとおり、施設整備の充実をするとともに、南部グラウンドにおきましても各利用団体の皆様のご協力を得ながら、グラウンドの管理に努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひともよろしく願いをいたします。

次に、各グラウンドのトイレについてであります。中央グラウンド、北部グラウンドは水洗化されておるわけでございます。しかしながら、その他のグラウンドは簡易汲み取り式トイレとなっており、汚物が見える状態で臭いももちろん発生して、何とかならないのという要望を多くいただいております。

そこで、③の各グラウンドのトイレについて、今後の考えをお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

市で管理しております6施設の中で、水洗式トイレで対応しているところは、公共下水道が整備されている中央グラウンドと、合併処理浄化槽による北部グラウンドの2施設となっており、その他の施設につきましては汲み取り式トイレで対応しております。

各施設のトイレの水洗化は、排水関係や地権者の意向などさまざまな問題がございますが、現状の中で、利用者が使用しやすいよう改善していきたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも、利用しやすいというふうに考えるのであれば、地権者の方の意志調整というのですか、トイレを設置していただけるような調整はぜひとも図っていただきたいなど、続けていただきたいというふうに感じておるわけでございますが、やはり、その調整をしていく中で、なかなか難しいという方も多分いらっしゃるのではないかと。あそこのグラウンドを貸していただいているという立場の中で、なかなか難しいという場合も出てくると思いますので、今できることといえば簡易式水洗トイレへの変更ではないかというふうに思います。このことについてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

各グラウンドのトイレにつきましては、利用者の皆様にご不便をかけている点もでございます。今後、より利用しやすく改善できるよう、簡易式の水洗トイレですか、そういったことも含めながら今後改善できるように努力してまいります。

○山口孝弘君

ぜひともよろしく願いをいたします。また、できれば簡易式トイレというのは、ドアを閉めてしまうと、窓がほとんどないので中が真っ暗になってしまうという現状がございます。できれば、そういう簡易式水洗トイレを入れる際には電灯、このような明るいものを付けていただければ、真っ暗になって怖いということもなくなると思いますので、ぜひともよろし

くお願いいたします。

次に、中央グラウンドの排水機能の向上についてであります。

八街市内のグラウンドの中で、一番水はけが悪いと言っても過言ではございません。ひどいときには、約3日間水が引かないこともございます。また、ベンチの中ですが、ベンチの中に水がたまって、本当にひどいときには1週間たってもなかなか水が引かないというケースもあるということも伺っております。

道路よりグラウンドが低いために構造上の問題かもしれませんが、大会などに一番使用されるグラウンドであり、利用する側としては何とかしてほしいという要望が多いのも伺っております。

そこで、④の中央グラウンドの排水機能の向上について、お伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

中央グラウンドにつきましては、グラウンドが道路より低いことから、大雨などの際は、グラウンド内に雨水など流れ込む状況です。対策としては、浸透枡などで対応している状況ではありますが、これ以上の雨水などをグラウンドの外に排水することは、道路の冠水などを招くおそれがあると思われまます。その他の施設は、災害対策用に遊水池を兼ねているところもございますが、当グラウンドは災害対策用の遊水池ではございませんが、道路の冠水などからも、現状維持で、浸透枡のつまりなどの管理を実施し、最善を尽くしてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

今の現状だとなかなか難しいのかなという感じを受けましたが、できれば浸透枡を増やしたり、雨水が直接グラウンドに入らないような対策、特にバックネット裏からファースト側と三塁側の入り口から直接そこで水が集まって、雨水が全てグラウンドにバーッと入ってしまうような現状でありますので、何とか対策を講じていただきたいというふうに思います。ぜひとも知恵を絞って、何とかその対策を、少しずつでもいいので何か対策ができないかというところがありますが、もう一回、ちょっとお伺いしたいと思います。

○教育次長（村山のり子君）

中央グラウンドの排水対策でございますけれども、構造、それから排水先への接続等も含めまして、今後、総合的に検討してまいりたいと考えます。

○山口孝弘君

将来的に考えますと、大池第3雨水幹線の枝線があそこに通れば、多少なりともあの地区の冠水はなくなっていくのかなというふうに感じておりますので、その際に、その策を講じていただけるように、ぜひともお願いをいたします。

次に、質問事項4、豊かな生活を送る市民が増えるように。

要旨（1）「すべては志からはじまる」立志教育について質問をさせていただきます。

「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成

功なし。故に、夢なき者に成功なし」、幕末の志士たちに多大なる影響を与えた吉田松陰の言葉でございます。「何のために生きるのか、誰のために生きるのか」という、自分の役割や志を見つけることは、豊かな人生、生活を送るためにも非常に重要なことでもあります。

ハーバード大学で行われた卒業生の10年間にわたる追跡調査の結果、卒業生の約3パーセントは飛び抜けて豊かな生活を送っております。そして、97パーセントの学生は夢や目標を何にも記していないのに対して、3パーセントの学生は、目標設定と夢を紙にしっかりと記しておりました。

また、我が国でも、古くから言霊信仰として、「夢を口に出していれば、いつかその夢は叶う」というふうに言われてきております。

そこで、立志教育として、夢や志を書きとめて、言葉に出して発表させる取り組みを行っていただきたいと思いますが、いかがかお伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

「立志教育」という名前ではありませんが、各学校では、児童・生徒が学習面や生活面における自分なりの目標を設定し、それを書きとめたものを教室内や廊下に掲示しております。学年や学級の実態に応じて、それを言葉に出して発表させる活動も行っております。

また、運動会や校外学習等の学校行事を行う際にも、自分なりの目当てを立てて、それを意識しながら行動し、振り返り、これからの自分のあり方を考えるという取り組みも各学校の子どもの実態に合わせて行っています。

今後も、市内各小・中学校において、子どもたちが将来の夢や希望を持てるような取り組みを継続してまいりたいと思います。

○山口孝弘君

1つ事案をご紹介させていただきたいと思います。

福島県いわき市では、中学生に対し、夢や目標、挑戦する意欲を記入するチャレンジノートを制作し活用を促しました。生徒が現在抱いている将来の夢や目標、その実現のための考え方や決意を一冊のノートにまとめ、自ら困難にチャレンジしていくという意欲、態度を培うことを目的とし、「自己理解」、「夢や目標」、「実現するために努力すること」などといった項目で構成されているものでございます。学級担任が、学期末や学年末等において適宜コメントを記入するなど、生徒の夢や目標の実現に向けた支援を行っているわけでございます。非常によくできておまして、ホームページでもPDFファイルで閲覧ができる状態になっておりますので、ぜひご確認をいただきたいというふうに思います。

こういった共通のノートがあれば、先生方も子どもたちに対して指導がしやすいと思えますし、現状といたしましては、先生方の裁量と申しますか、その力量によって夢や希望に対しての力の入れ方が現状変わっているのではないかというふうに感じております。その点についての見解はいかがなのか、お伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

教師と児童・生徒が心の交流を通して目標実現、そして自己理解を深めることは、学校教育の中で非常に大きな意味、意義をもっているところでございます。

形は違うかもしれませんが、八街市の全小・中学校では、教師のアイデアや指導方法に若干の違いはありますが、同じようなことはやっていると判断しております。

また、それ以外にも、文部科学省から出ております「私たちの道徳」というもので、議員の方から示された資料と同等のような内容で記入するものがございます。それは非常に各クラスで活用してでございます。

とはいえ、議員からの提案も1つの指導方法と考えますので、機会を捉えまして、校長会等々に紹介してみたいと思います。

○山口孝弘君

ありがとうございます。

本当に子どもたちにとって夢や希望をもつというのは、とても大事なことであります。そして、自ら理解し、そして夢や希望を実現するために、何をなすべきなのかということ、自分自身で見つけ出す。そして、言葉で発する機会があれば、なおさらいいのではないかと、いうふうに思いますので、今後とも、夢や希望をもった子どもたちが多く八街から輩出され、大人になっても夢や希望をもった、そんなすてきな大人になるように指導していただければというふうに思いますので、今後ともよろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（小高良則君）

以上で山口孝弘議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日6日は、議案調査のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。明日6日は休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。7日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時22分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件